

第7号様式

外交・安全保障調査研究事業費補助金（調査研究事業）

補助事業実績報告書

1. 基本情報				
事業分野	※募集要領にある分野 A～D のいずれかを記入 B 安全保障			
事業の名称	平和安全法制に基づく我が国の国際平和協力の在り方（方向性）の研究			
	※下記の期間から 1 つを選択し「○」を記入 () 1 年間（平成 年度） (○) 2 年間（平成 29 年度～平成 30 年度）（うち 1 年目） () 3 年間（平成 年度～平成 年度）（うち 年目）			
責任機関	組織名	一般社団法人日本戦略研究フォーラム (JFSS)		
	代表者氏名 （法人の長など）	屋山太郎	役職名	代表理事
	本部所在地	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 3-28 新日本市ヶ谷ビル 7 階		
	法人番号	1011105005948		
	①事業代表者	フリガナ	ニシオサム	
	氏 名	西 修		
	所属部署		役職名	顧問
	所在地	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 3-28 新日本市ヶ谷ビル 7 階		
②事務連絡担当者	フリガナ	ナガノレイコ		
	氏 名	長野禮子		
	所属部署	事務局	役職名	理事兼事務局長
	所在地	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 3-28 新日本市ヶ谷ビル 7 階		

事業総括、グループリーダー、研究担当、渉外担当等の別	氏名	所属機関・部局・職	役割分担
事業総括・研究担当	西 修	駒澤大学名誉教授 (JFSS 顧問)	事業の総括・平和安全法制と憲法の関係の研究
グループリーダー・研究担当	高井 晋	防衛法学会理事長 (JFSS 常務理事)	国連平和維持活動に関連する研究のまとめ
グループリーダー・研究担当	佐藤庫八	千葉科学大学教授 (JFSS 政策提言委員)	国際平和共同対処事態関連の研究のまとめ
研究担当	山本慎一	香川大学法学部准教授	国連平和維持活動と国際平和共同対処事態
研究担当	田中（坂部）有佳子	青山学院大学助教	同上
研究担当	西田一平太	笹川平和財団研究員 (JFSS 研究員)	同上
研究担当	本多倫彬	キャノングローバル戦略 研究所研究員	同上
研究担当	佐藤裕視	JFSS 研究員	同上
渉外担当	森木美登利	JFSS 事務局員	渉外等の責任
事業補佐	長野栄美	JFSS 事務局員	渉外等の補佐
事業補佐	植村友里	JFSS 事務局員	総務・経理
※（別添 1「研究員の経験・能力等」）			

2. 事業の背景・目的・意義

(1) 事業の背景

本事業の調査研究は、2016（平成 28）年 3 月に施行した「平和安全法制」と我が国の外交・安全保障政策を結びつけるものである。我が国は、従来、国際平和活動に必ずしも主体的に取り組んでおらず、ともすれば場当たりの対応せざるを得ない状態であったと言っても過言ではない。「平和安全法制」は、新たな任務として国際連携平和安全活動の実施、国際平和共同対処事態における協力支援活動の実施など、いわゆる「在外邦人の保護・救援」活動、国連 PKO 現場における「駆け付け警護」活動、有志連合国への貢献等、従来行われなかった活動も任務としており、これに有効に対処するためには総合的な外交・安全保障政策の緊密化が緊急課題である。

(2) 事業の目的

平和安全法制の成立により、我が国は国連平和維持活動の業務内容の拡充のほか、国際連携平和安全活動の実施、国際平和共同対処事態における協力支援活動の実施など、より幅広く国際の平和と安全に資する活動の枠組みを構築した。

本事業により、現場における外国軍隊の存在と行動について調査しておくことで、平和安全法制が整備されたばかりである我が国の外交・安全保障政策を実施・遂行する上で強力な貢献となることを目的とする。

また、関係者による我が国の法制の評価、関係諸国の実施の枠組みを現場調査することで、今後我が国が国際の平和と安全により積極的に関与していくための方途を提案し、法制整備に反映させるべく改善提案を行って参りたい。

(3) 事業の意義

同法制の細部規定を検証すると、行動に関し制約事項が多く、国際の平和と安全のために活動している関係諸国と足並みを揃えて活動ができるとは言えない。これは我が国が実施する国際の平和と安全に資する活動が、国際社会で認識されている「武力の行使」に当たらない活動であることが、我が国では理解が得られていない、あるいは理解の促進が図られていないことに主要な原因があると思われる。本事業により、現場の調査を踏まえることで、同法制上実施できる業務、及び実施できない業務に区分分析し、政策の実行可能性を検証することとし、また各国が行っている国際平和活動について調査・発信することで、我が国の平和協力活動に対する理解が深まることに貢献できると考える。

また、現在行なわれている我が国の国際の平和と安全に資する活動は、主体性はあるが主導性はな

いと言われている。例えば、国連平和維持活動においては、国連安保理決議に示された活動内容を常に精査し、国際平和協力法に定める国際平和協力業務の一つに合致したものである必要がある。但し、その業務は安保理決議に示された「その他の業務」に位置付けられたものが多く、その業務内容を決定するのは日本政府であることから、主体性はあるものの安保理が求める主要業務ではないと言わざるを得ない。従って将来、我が国が積極的平和主義に基づく外交・安全保障政策を実施し、民主主義、人権、法の支配等基本的価値観を共有する国家、地域との安全保障協力を拡大するためにも、このような懸念を脱しより積極的に貢献できるよう主要国との法制上の比較を踏まえ、実効性ある改善施策を提言することとする。

3. 事業の実施状況

本事業は、2017（平成 29）年、2018 年の 2 年間をかけて実施するものであり、本年度は主として国連平和維持活動の業務内容の拡充に資することを狙いとして、以下の 2 つの内容を実施した。

「1. 基本情報」の「事業実施体制」に記載の研究者による（1）研究会を組織し、「平和安全法制に基づく我が国の国際平和協力の在り方」をテーマに調査研究を実施した。その際、過去、国連平和維持活動等に携わった陸上自衛隊の部隊の指揮官、幕僚及び部隊派遣を実施指導した陸上幕僚長経験者、並びに、政策立案補佐者及び報道関係者を対象として聴き取り調査を実施し、我が国の平和安全活動及び法制の評価を含め意見交換を行った。さらに、同テーマに関する（2）海外・国内調査を通じての国際連合本部 PKO 局、ジブチ派遣海賊対処行動支援隊、陸上自衛隊第 9 師団、国際活動教育隊及び欧州の研究機関の実態調査、意見交換を行った。本年度は（1）及び（2）を実施し、中間段階における提言事項を整理している。

また、当日本戦略研究フォーラム（以下、JFSS）のホームページ、『季報』及び『JFSS レポート』に調査研究の概要を掲載するなど、実施内容を広報した。

（1）研究会の開催（研究委員による小規模研究会等。研究会毎に以下の項目を要記載）

第 1 回：2017 年 5 月 16 日 於：JFSS 会議室

本研究会の意義及び研究の目的等の問題意識について改めて確認し、調査事項、自衛隊関係者等の聞き取り予定者、有識者、現地調査、アンケートの実施等、研究会の全体計画について意見交換を行った。爾後、次回研究会に招聘する自衛隊 OB の紹介が行われた。

参加者：当事業研究者メンバー（非公開）

第 2 回：2017 年 6 月 27 日 於：JFSS 会議室

国連カンボジア暫定機構（UNTAC）派遣で元第 2 次施設大隊長の石下義夫氏を自衛官 OB 有識者として招聘し、UNTAC の現場でのいわゆる巡回及び任務遂行型の武器使用を中心に報告頂き、その後研究員との間で意見交換が行われた。また、西研究員が「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」委員の時に取りまとめた報告書概要について説明があった。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

第 3 回：2017 年 7 月 25 日 於：JFSS 会議室

我が国が国連の平和維持活動（PKO）へ初めて自衛隊員を派遣した当時の陸上幕僚長だった西元徹也氏を自衛隊 OB 有識者として招聘し、自衛官を外国へ派遣する際の諸状況を中心に報告頂き、その後、研究員との間で意見交換が行われた。爾後、次回研究会及び外国出張の打ち合わせが行われた。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

第4回：2017年8月29日 於：JFSS 会議室

モンゴルと米国が主導する国連 PKO の多国間共同訓練に参加した自衛官を有識者として招聘し、「カーン・クエスト」の概要、カーン・クエストへの参加意義、訓練項目等について報告頂き、その後、研究員との質疑応答及び意見交換が行われた。爾後、外国出張先（国連本部及びジブチ・ケニア）における質問事項及びヒアリング対象について意見交換が行われた。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

第5回：2017年9月27日 於：JFSS 会議室

イラク人道復興支援群長としてイラクの人道復興支援活動を指揮した番匠幸一郎氏を自衛隊 OB 有識者として招聘し、「自衛隊と国際任務…イラク派遣をふり振り返りながら…」のテーマのもとに、国際平和協力活動の歴史、イラク復興支援業務の概要を中心に報告頂き、その後、研究員との質疑応答及び意見交換が行われた。爾後、現地調査先（国連本部及びジブチ・ケニア）におけるヒアリング対象者の紹介が行われた。

参加者：当事業研究者メンバー、外務省国際平和協力室、内閣府国際平和協力本部（公開）

第6回：2017年11月8日 於：JFSS 会議室

南スーダン、イラクへの陸自部隊の派遣、及び能力構築支援を担当した元陸上幕僚長の岩田清文氏を自衛隊 OB 有識者として招聘し、「国際平和協力活動の今後の在り方」について包括的な報告を頂き、その後研究員との質疑応答及び意見交換が行われた。爾後、海外出張先（国連本部及びジブチ・ケニア）におけるヒアリングの実施概要の報告とそれに続く意見交換が行われた。

参加者：当事業研究者メンバー、外務省国際平和協力室、内閣官房企画官（公開）

第7回：2017年12月26日 於：JFSS 会議室

自由民主党政務調査会審議役の田村重信氏を有識者として招聘し、「冷戦後の国際平和支援法制～歴史・現状・課題～」と題して、戦後から冷戦時代、冷戦時代、及び冷戦後（湾岸戦争から平和協力法制定まで、ルワンダ危機以降）に分けて、それぞれの時代に自由民主党及び国会内外で行われた議論について講話を頂いた。その後、平和安全法制の課題及び憲法改正の問題について研究員と意見交換が行われた。爾後、中間報告の作成にあたっての注意事項について、研究員との間で意見交換が行われた。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

第8回：2018年1月30日 於：JFSS 会議室

長年、防衛問題を担当してきたジャーナリストを有識者として招聘し、ジャーナリストの立場から、これまで自衛隊員が派遣された国連 PKO に関わる数多くの取材経験で得られた様々な事実関

係と問題点を整理するとともに、自衛隊が関わる活動についての発信のあり方と広報することの重要性についてお話頂いた。続いて研究員との質疑応答後、自衛隊員の国連 PKO への派遣のあり方のみならず、平和安全法制のあり方に関して意見交換を行った。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

第 9 回：2018 年 3 月 30 日 於：JFSS 会議室

初年度最後となる第 9 回は、約 1 年弱の研究活動成果を再検討して、研究事業全体としての現状取りまとめと調査研究で明らかになった課題や、今後必要な調査の方向性の確認・共有を行った。以上を踏まえて、中間報告の実施に向けた報告書原案の確認及び、次年度前半の調査研究計画について検討した。同時に、次年度に見込まれる海外調査等のスケジュール及び調整状況等について、整理・共有を行った。

参加者：当事業研究者メンバー（非公開）

(2)調査出張(国内／海外への調査出張)

<国内>

①陸上自衛隊駒門駐屯地

- 2018年2月15日／御殿場市 出張者：佐藤（庫）、山本、西田、本多、森木
- 調査内容：陸上自衛隊国際活動教育隊の研修
- 研修内容は、第1にジブチ派遣海賊対処行動支援隊の活動の紹介、第2に国際活動教育隊における教育訓練の現況の説明であった。その後、ジブチ派遣海賊対処行動支援隊の活動内容と課題について研究員との意見交換、さらに国際活動教育隊の教育訓練内容を踏まえ、人材育成や能力構築支援のあり方についての意見交換を行った。

②林田和彦氏（国連モザンビーク活動(ONUMOZ)派遣 元第3次輸送調整中隊長）

- 2018年2月23日／福岡市 出張者：佐藤（庫）、山本
- 調査内容：モザンビーク PKO 派遣時の教訓
- モザンビーク PKO 第3次隊中隊長として参加した林田氏から、PKO 派遣時の教訓について聴取した。初のアフリカへの自衛隊部隊派遣における苦労や、日本隊の強み、諸外国からの評価などを聴取し、日本の PKO 政策にとって貴重な示唆を得た。

③石破茂氏（元防衛庁長官、元防衛大臣）

- 2018年3月2日／東京、出張者：佐藤（庫）、高井、山本、本多、田中
- 概要：防衛庁長官等を務めた石破茂代議士からヒアリングを行った。同氏が長官在任中に行われたのが、イラク人道復興支援活動等であり、同氏が答弁に当たったイラク特別措置法は現在の国際平和支援法へと発展している。同法制定時の経験談、またイラク等への部隊派遣時の長官としての苦悩などを聴取し、これからの国際平和協力のあり方等について、研究員と意見交換を行った。

④陸上自衛隊青森駐屯地

- 2018年3月8～9日／青森市 出張者：佐藤（庫）、高井、本多
- 調査内容：駆け付け警護任務を始め、平和安全法制成立後の新任務を付与された唯一の経験を持つ部隊であることを踏まえ、法制後の具体的な対応について紹介を受けた後、特に新任務対応経験を踏まえた状況についてヒアリングを行った。

<海外>

①米国／ニューヨーク州、ニューヨーク市 2017年10月9日～13日 出張者：高井、佐藤(裕)

- 訪問先
国際連合事務局(UN Secretariat)

国連平和維持局 (UNDPKO)

国連フィールド支援局 (UNDFS)

国連政治局 (UNDPA)

国連公文書記録管理室 (UN Archives and Records management Section)

国連日本国政府代表部

- 主な調査・情報収集対象

1. 国連事務局

Director of the Strategic Planning and Monitoring Unit,
Executive Office of the Secretary-General (EOSG)

2. 国連平和維持局 :

Chief、Integrated Training Service、Division of Policy and Training (DPET)、
DPKO/DFS

Project Manager、Triangular Partnership Project、DFS

Planning Officer、DFS

Coordination Officer、Civil Affairs Policy and Best Practices Service (PBS)、
DPKO/DFS 他

3. 国連政治局

Political Affairs Officer、Policy and Mediation Division、UNDPA

4. 国連日本国政府代表部

公使、防衛駐在官、参事官 (政務部)、一等書記官 (財務部)

- 主な協議相手とテーマ

対国連では以下の点に留意してヒアリングを実施した。

- ・日本の国連平和維持活動参加に当たって加盟国より期待されている役割 (ニーズ)
- ・安保法制通過後の日本の国際平和協力に関する認識・知識の共有
- ・最新の国連平和維持活動に関する改革、変化

- 内容／成果の概要 (添付資料参照)

日本が国連平和維持局と協力してケニアで実施する能力構築支援である ARDEC について、国連内部での高い評価を頻繁に耳にした。

日本が派遣条件の多い加盟国であることは、他の加盟国から広く認知された事実であった。

安保法制通過後の日本の国際協力への参加については、概ねどの担当者も積極的に評価しており、今後さらなるコミットメントへの期待を肌で感じる結果となった。

②ジブチ共和国 2017年11月2日～4日 出張者：佐藤(庫)、本多

- 訪問先
 - ・在ジブチ日本国大使館
 - ・在ジブチ JICA 支所
 - ・在ジブチ米国大使館
 - ・派遣海賊対処行動航空隊
 - ・派遣海賊対処行動支援隊
- 主な調査・情報収集対象
 - ・日本国大使
 - ・JICA 支所長
 - ・米国大使館員
 - ・派遣海賊対処行動航空隊及び派遣海賊対処行動支援隊の司令及び幕僚等、並びに警備部隊中隊長・小隊長等
 - ・陸上自衛隊能力構築支援隊長
- 主な協議相手とテーマ

上掲担当者に対し、ジブチにおける現地政府及び諸外国（軍）の動向、ジブチにおける自衛隊の活動概要と、国際平和協力活動（海賊対処）の現状と課題、拠点運営（警備含む）に係わる課題、今後の派遣海賊対処活動・国際平和協力の展望等について幅広くヒアリングを行った。
- 内容／成果の概要（添付資料参照）

日本隊の実施する派遣海賊対処行動が、ジブチを拠点に各国が行う海賊対処の中で大きなプレゼンスを発揮している現実を把握した。他方、海賊対処という単一目的での数年に亘る派遣枠組みであることに起因して、海賊の減少や中国軍の進出など、状況変化への対応が困難であるという法的枠組み上の限界に起因する課題も散見された。一方で、特に海賊の数が減少し、各国が他のオペレーションに資源を再配置する中、継続的に、また信頼度の高い任務を遂行してきたことは、結果として各国（軍）から実務上の信頼を勝ち得ていることが窺がえた。

③オランダ／ハーグ、ベルギー／ブリュッセル 2018年3月18日～23日 出張者：田中、西田

- 訪問先

政府機関・多国間機関：NATO CIMIC COE、オランダ国防大学、オランダ外務省・国防省
シンクタンク：ECDPM、Hague Centre for Strategic Studies
研究者：ライデン大学、ユトレヒト大学
- 主な調査・情報収集対象

1. オランダの平和活動政策、実施体制と活動実態
2. NATO が実施する民軍協力関係（CIMIC）構築のための訓練の特徴
3. EU の平和活動政策、実施体制と活動実態

● 主な協議相手とテーマ

- ・ NATO CIMIC COE 「NATO における CIMIC 関連の調査・訓練」
- ・ オランダ国防大学「オランダ国防軍の平和活動/インテリジェンス、他国軍との協力」
- ・ The Hague Centre for Strategic Studies 「MINUSMA へのオランダの参加」
- ・ オランダ外務省・アジア課「平和活動等における日蘭関係」
- ・ オランダ外務省（Security Policy division、UNSC Taskforce）
- ・ 国防省ワーキングセッション「オランダの平和活動政策の特徴と実態」
- ・ ライデン大学「オランダにおける部隊派遣の決定過程と国連 PKO への参加」
- ・ ユトレヒト大学「平和活動実施における国際法と国内法の関係」
- ・ ECDPM 「EU の平和活動／危機管理における包括的アプローチ」
- ・ ECDPM/GIZ 共催セミナー「The State of Peace and Security in Africa」

● 内容／成果の概要

オランダは、国連平和維持活動のほか、NATO 主体の多国籍軍、EU 主体の CSDP（Common Security and Defense Policy）ミッション、欧州安全保障機構（OSCE）によるミッションを派遣しており、その活動のための体制、派遣決定過程の概要を知ることができた。北大西洋条約機構（NATO）は、中東アフリカ方面からの非伝統的脅威への対応とともに、ウクライナ危機とクリミアのロシア編入を契機として東部方面への備えを強化してきている。日本とは、2014 年の「日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）」があり、人的交流の活発化が見込まれる。NATO CIMIC-COE は、紛争などの作戦現場における民軍連携についての概念形成、教育訓練、教訓抽出等を行う機関であり、日本関係者との連携を基本的に歓迎する旨言明があった。EU は、2016 年の EU グローバル戦略において、ヨーロッパ域内外の危機に対し、EU 各組織と加盟国が統合アプローチを採用すること、危機管理の中でも、危機が拡大する以前の危機予防、安定化に注力することを要求している。特にアフリカへの関与は、CSDP ミッションの派遣、人道・復興・開発支援があり、EU とアフリカ連合（African Union: AU）のパートナーシップ強化を重視している。

(3)その他

以下、研究員の本事業にかかる講義・講習など列挙する。

①高井晉研究員

● 自衛隊幹部学校学生に対する講義

平成 29 年 4 月 4 日、陸上自衛隊幹部学校の指揮幕僚課程学生（約 80 名）に対し、「国連と集団安全保障体制」のテーマで、国連の組織、国連 PKO 並びに国連政治平和構築活動（国連 PBO）、有志連合軍の活動等の実態について講義を行った。

平成 29 年 4 月 6 日、統合幕僚学校の幹部高級課程学生（約 60 名）に対し、「国連と国際安全保障」のテーマで、国際連盟と国連の比較、国連安保理の決議に関わる国連 PKO、国連 PBO、有志連合軍の活動等について講義を行った。

平成 29 年 4 月 12 日、航空自衛隊幹部学校の指揮幕僚課程学生（約 50 名）に対し、「国際機構論」の講義を行い、国連を始めとする国際機構、国際司法裁判所、国際仲裁裁判所、ルワンダ特別国際裁判所、ユーゴ特別裁判所、国連 PKO 等について講義を行った。

平成 29 年 4 月 25 日、陸上自衛隊幹部学校技術高級課程学生（約 20 名）に対し、「国連と集団安全保障」のテーマで、国連 PKO、国連 PBO、有志連合軍等による安全保障の活動について講義を行い、爾後、意見交換を行った。

平成29年6月28日、航空自衛隊幹部学校幹部高級課程学生（約20名）に対し、「国際平和協力論（高井ゼミ）」を実施し、第 1 課題「国際平和協力活動（駆け付け警護等を含む）を分析し、我が国がこれを積極的に推進するべきか現在程度に止めるべきかを判断するにあたり、国家（戦略）レベルと自衛隊（戦術）レベルにおけるメリットとデメリットを検討せよ」、及び第 2 課題「自衛隊が国際平和協力活動（駆け付け警護等を含む）を実施する場合、推進要因と阻害要因を分析し、阻害要因についてはその克服策等を具体的に検討せよ」について学生に発表させ、意見交換を行った。

平成 29 年 9 月 1 日、統合幕僚学校の幹部高級課程学生（60 名）に対し、「国連と国際安全保障」のテーマで、国際連盟と国連の比較、国連安保理の決議に関わる国連 PKO、国連 PBO、有志連合軍の活動等について講義を行った。

● 小・中学校の教員及び指導主事等に対する講義

平成 29 年 10 月 16 日、17 日、18 日にかけて行われた内閣官房領土室、文部科学省共催の「小・中学校教員等セミナー」の受講者（約 100 名）に対して、我が国が抱える島嶼領土問題との関連で主権、領土権、領域主権、領域の移転、国際紛争の平和的解決、国連 PKO による平和的解決等について、国際法の観点から 2 回の講義を行い、爾後、質疑応答を行った。

②山本慎一研究員

- 平成 29 年度教員免許状更新講習（選択領域）における解説

平成 29 年 8 月と平成 30 年 2 月に実施した標記講習において、「国際社会における法制度と日本」というテーマで教員免許の更新対象者（幼・小・中・高の教員免許保持者合計 28 名）に対し、講習を実施した。その際、本事業に関わる平和安全法制の概要や日本の国際平和協力法制と国際的な平和活動の現状についても解説と意見交換を行った。

- 放送大学 2017 年度第 2 学期面接授業における解説

平成 29 年 11 月に実施した標記授業において、「国際的な紛争処理と日本」というテーマで放送大学の面接授業受講者（9 名）に対して講義を行い、演習形式で意見交換を実施した。国際的な紛争処理方法の説明において、司法的解決以外の武力紛争の処理についても言及し、その際に国連 PKO を始めとする国際平和活動の現状と、日本の平和安全法制によって整備された国際平和協力法制の意義と課題を解説した。

- 香川大学法学部「武力紛争と法」の授業における解説

平成 29 年 10 月から平成 30 年 2 月にかけて開講された標記授業において、「国際平和活動の歴史と現状」及び「自衛権の歴史と現状」というテーマの講義の際、平和安全法制及び国際平和協力法制の内容と意義・課題等についての解説をした。

- 出前講義における解説

平成 29 年 7 月に英明高等学校において（聴衆 26 名）、平成 29 年 11 月に兵庫県立姫路飾西高等学校において（同 30 名）、「法学部での学びと国際法・国際連合の世界」と題する出前講義を実施し、日本の国際貢献の話の中で平和安全法制の整備と国連 PKO への協力について解説をした。

- 日本国際政治学会 2017 年度研究大会安全保障分科会Ⅱにおける研究報告

平成 29 年 10 月に開催された日本国際政治学会の分科会において、「南スーダンの複合的危機における法制度的枠組みの考察—国際レベルと日本の比較を通じて—」のテーマで研究報告を実施した。その際、日本の対南スーダン支援に関連した「法制度的枠組み」の考察において、平和安全法制制定前後の国際平和協力法の内容と対南スーダン支援に与えた影響について報告をした。聴衆の正確な人数は不明だが、50 部用意したレジュメは全て消費された。

③田中有佳子研究員

- 日本国際政治学会 2017 年度研究大会安全保障分科会Ⅱにおける研究報告

平成 29 年 10 月に開催された日本国際政治学会の分科会において、「2005 年包括和平合意以降の対南スーダン支援における包括的アプローチの実現：英国と EU を事例として」のテーマにて、研

究報告を行った。

- 青山学院大学国際政治経済学部「Global Studies I」の授業（英語講義）における解説

平成 29 年 4 月から 7 月にかけて開講された標記授業において、国連 PKO、NATO 主体による多国籍軍等の活動根拠と活動実態について解説をした。

- CSCAP/PKO 部会への参加

2017 年 11 月 19－21 日、シェムリアップ（カンボジア）に於いて開催された、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP: COUNCIL FOR SECURITY COOPERATION IN THE ASIA PACIFIC）の「UN PKO」SG 第 3 回会合に出席した。各国からの出席者の報告を通じて、国連 PKO に対する各国の関与の現状を知ることができた。

4. 事業の成果（公開部分、ページ制限なし）

今年度は、主として過去実施されてきた国際連合平和維持活動等に係る実態調査を行った。調査活動を通じて活動当時の課題、平和安全法制によって改善された事項及び今後の我が国の国際平和協力の在り方・方向性について聴取し分析して、中間段階における提言事項を整理することができた。

調査研究活動の内容としては、聞き取り調査 8 件、自衛隊の部隊・隊員からの説明受け 4 件、国外の機関への現地調査 2 件及び文献等の収集分析である。

（1）聞き取り調査の概要

本項では、各聞き取り調査者の発言の要点を記述する。これらの要点は、中間提言に反映できる観点から整理したものである。

①石下義夫氏（国連カンボジア暫定機構(UNTAC)派遣 元第 2 次施設大隊長）

- ・ 任務を終え帰国後、国内で約半年間講演依頼が続いたが、それ以降パタリとなくなった。国民の関心は長くて半年、現時点でも同じだと思う。

○ 派遣施設大隊の状況

- ・ 指揮官交代当日、国連ボランティアの故中田厚仁氏の棺がヘリコプターで移送されてきた。指揮初日であり、非常な緊迫感をもった。
- ・ 平成 5 年 4 月 16 日、上級司令部の指示で大隊の集積場から秘密裏に撤収した。この処置は、後に UNTAC 本部から批判を受けた。

○ 活動経験からの所見教訓

- ・ 派遣準備は 3 ヶ月、寄せ集め部隊のため実質 1 月の準備期間であった。この間の訓練は現地での施設作業関連が中心で、安全確保訓練は実施していなかった。このため、現地で急遽警備訓練、施設の防護強化を行った。
- ・ 派遣前に現地の情勢、PKO の特異性（全体の組織、指揮系統、装備品管理等）についての教育はなかった。全て現地で確認し、実行した。
- ・ 選挙監視要員の派遣などの情報提供はなかった。突然同要員の安全確保についての指示がきた。投票所の巡回警備を行うこととなった。
- ・ 医官、看護師及びレンジャー要員からなる医療救援チームを編成し待機させた。いわゆる駆け付警護の先例となるチーム。遺書を書いた隊員もいた。
- ・ ターゲットになりやすい日本の体質を改善することが必要である。日本・日本人を攻撃する

と大騒ぎするので、敵にとっての宣伝効果が高い。

- ・ 他国の PKO 部隊との連携は慎重に、綿密な調整が必要である。もともと参加姿勢が違ふこと、銃の使用基準が日本施設大隊とは異なること、言語が違ふこと——に留意する必要がある。
- ・ 二重指揮については、国連本部、現地司令部、参加 PKO 部隊等に対して日本の制度、行動の限界を事前に説明し、理解を得ることが重要である。
- ・ PKO に継続して参加することは有意義である。但し、私の時代より大きく変質しており、参加形態をよく検討することが必要である。
- ・ PKO25 年の歩みを検証することが必要である。派遣態勢が整備され、平和安全法制が制定されたことは評価できる。また、教育訓練が充実し、派遣経験が蓄積され、経験者が増えていることは喜ばしい。
- ・ 今後継続して見直すべきこととして、やはり武器使用のハードルが高いこと、犠牲者が発生した場合における国民世論の動向、危険を伴う任務遂行に関する参加隊員の意識の把握——がある。

②西元徹也氏（元陸上幕僚長・元統合幕僚会議議長）

○ 自衛隊の PKO 活動の実績と成果の概要

- ・ PKO 法が成立してから 25 年、カンボジアから南スーダンまで 14 の活動を実施してきた。延べ 12,219 名＋UNMISS 司令部要員 33 名の隊員が参加してきた。
- ・ 私は、カンボジア、モザンビーク、ルワンダ、ゴランの各活動に関わり、ハイチ安定化ミッションには防衛大臣補佐官として関与した。

○ 国連 PKO 参加のための膨大な準備と教訓

- ・ 平成 4 年 6 月の国際平和協力法の制定後、カンボジアへの派遣は 9 月半ば以降と想定し、フライングは覚悟の上で参加のための部隊の編成、要員の選定指名、訓練や膨大な装備品等の輸送等の準備に着手した。
- ・ この処置により長官の派遣準備指示から派遣命令までの 1 ヶ月の間に、装備品の輸送準備、UN マークの塗装、管理換の処置等を完了した。
- ・ この当時 PKO 派遣「別組織論」があったが、この大物量輸送作戦を完遂できるのは、自衛隊の総力を結集した組織力によってのみ可能であると確信した。

○ 国連 PKO 活動における文民保護

- ・ カンボジア派遣当時、選挙監視員を防護するための法的枠組みはなかった。自衛隊員には武

器を携行させ、自らの身を晒す人間の盾になるべく行動するよう指導した。

- ・ このことは、今でも心の痛む思いである。後年、自ら選挙監視に赴いたり、地雷処理を支援する会に関わったのは罪滅ぼしのためである。
- ・ 自ら起案した「選挙監視員に対する一般的支援」を現地指揮官に示して実行させたが、現在でも当時としてでき得る最大の止むを得ぬ施策であったと認識している。
- ・ 一人の犠牲者も出さず無事に最初の総選挙を成功裏に終了できたのは、陸幕と現地が一体となったことや、現地住民を味方にできたのもその要因である。在日本大使館、文民警察、州政府と連携したのも良かった。
- ・ UNTAC 司令部は当初日本隊に不信感を持っていた。しかし、自衛隊が行動している枠組みを理解した後は、日本隊に対する司令部の信頼を勝ち得て、爾後の活動の円滑化に寄与した。

○ 実施計画の硬直性

- ・ 施設大隊、停戦監視要員も実施計画・業務の硬直性に悩まされていた。同計画等の範囲外のことは全て本国政府の了解を必要としていた。これでは緊急時の対応が生じた場合、軍事行動の最重要要素である適時性を欠くことになるかと危惧した。
- ・ 「こういうことだけは、やってはいけない」とネガティブリストで規定してあれば良いが、全てポジティブリストであった。

○ 今後の活動の方向性

- ・ 国家安全保障戦略では、国際平和協力業務を積極かつ多層的に推進していくとされた。今後自衛隊の協力の態様についてより深い検討が必要である。
- ・ このため、自衛隊の蓄積した経験と施設分野における高度な能力を活用した活動を積極的に実施するとともに、現地司令部の責任ある職域、例えば、幕僚長、作戦部長を始めとする主要部長等、できれば司令官への自衛官の派遣の拡大が必要である。
- ・ 平和安全法制により PKO の第 5 原則は変更されたが、第 1～4 原則は全く変わっていない。変わっていないどころか厳格に守るとされた。見直しが必要である。
- ・ 「現に戦闘行為が行われている現場」以外での後方支援は認められた。これが「武力行使との一体化」を前提としたことには懸念が残る。
- ・ 今回「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、駆け付け警護及び任務遂行のための武器使用を認めた。安保法制懇での提言とは未だ乖離している。
- ・ PKF 参加凍結は解除された。しかし、国連編制表の歩兵大隊の目的と任務を達成するには、

未だ活動が限定されており、国連は断ってくるだろう。

- ・ 自衛隊の成果は、安全な地域での活動と、列国軍隊とは異なる規律厳正、誠実謙虚を旨とする自衛隊を現地の人々が受け入れ、現地司令部の信用を勝ち得たことの微妙なバランスの上で達成されたものである。果たしてこのままで良いのだろうか。
- ・ 自衛隊の部隊・隊員の武器使用に係るリスクを軽減するため、「自衛隊が万が一やむを得ない場合は武器を使用すること」を容認する覚悟を持って欲しい。
- ・ 「国際平和協力に関する一般法（恒久法）」の制定を検討して欲しい。

③ 番匠幸一郎氏（元イラク人道復興支援群初代群長・元陸上自衛隊西部方面総監）

○ はじめに

自衛隊生活約 40 年、今思えば、自衛隊の任務の 3 つの柱である「我が国の防衛任務、公共の秩序の維持、国際平和協力業務」の全てに関わってきた。イラクの現場で感じた国際貢献について述べる。

- ・ 自衛隊の国際平和協力活動は、概ね 3 期に区分される。

揺籃期は平成 4 年の PKO 法に基づき実質的に海外派遣が始まったカンボジア派遣からである。この時以来、自衛隊の役割を巡る議論が行われ、国際任務が自衛隊の任務に位置付けられた。

第 2 期は、9. 11（2001 年）以降の特措法による国際平和協力活動である。米国から PKO ではない新たな国際貢献活動が求められた。この活動は PKO 法では読めない。散々議論されたあげく特措法で対処してきた。

第 3 期は、平和安全法制が制定されて以降である。法整備が格段に進み、イラクで直面した課題もかなり改善された。

- ・ ニューヨークに出張した際、国連による自衛隊の活動の評価が高いと認識した。頼りになる国であるとの意識が浸透してきたとの感触を得た。

○ イラク派遣の実態

“現場に行った人間として、国際貢献をどのように認識してきたのか”について話したい。

- ・ 2003 年夏頃から「2000 boots on the ground」の要請があり、編成人員は最終的に 600 名規模となった。そのうち、衛生・施設・給水の復興業務従事者は 150 名、残り 450 名は本部と警備要員であった。
- ・ 東千歳の演習場にイラクと同じ模擬宿営地を展開し、訓練し、イラクと同じ生活をして、派遣に備えた。

- ・ 自衛隊が射撃訓練するのは当たり前と思っていると思うが、これは自衛隊にとって、いわば「文化大革命」であった。今までの射的訓練ではなく、至近距離射撃、格闘しつつの射撃、銃口管理など実戦的訓練が必要との認識をもって臨んだ。約 2 ヶ月の間に通常の 10 年分位の射撃をやった。硝煙の臭いが身体に染みつき、武器と身体が一体となるように訓練した。
- ・ 大物量作戦を行った。イラクには何もない、全て持って行くのだとの前提で準備した。世界最大の輸送機アントノフをチャーターし、海自艦艇、民間船舶を利用しクウェートまでの約 8,000km そして、そこからサマーワまでの約 500km を陸路で輸送した。
- ・ 私が重視したのは隊員の心の準備だった。イラクの治安の悪化に伴い、隊員達にそのような心づもり、覚悟をさせるのが課題だった。

国連の PKO とは様相が違う。相当な覚悟を持って臨まないといけない。隊員達も同じ思いだったと思う。まさに戦場なのだということである。無事に帰ってこられない可能性も考慮しなければならないというのが実感だった。

名寄に帰還後、司法書士さんから、隊員から財産整理を頼まれていたという話も聞いた。

- ・ 任務遂行に必要な武器は携行した。かつて機関銃 1 丁、2 丁という議論もあったが今回は違った。もちろん戦車は持って行っていない。
- ・ 戦闘服は、現在の緑色にした。砂漠迷彩を検討したこともあったが、我々は戦闘に行くのではない。人道復興支援に行くのであるから緑色で行くと決めた。イラクでは緑色は、未来、繁栄、平和のメッセージを伝える色である。

また、戦闘服につける国旗も、名刺の 2 倍くらいの大きさの日の丸を付けた。他国の軍人たちから目立つぞと注意されたが、目立つように付けていると答えたら、呆れた顔をされた。

- ・ 宿营地予定地域は、土漠であった。また、湾岸戦争当時は陣地があったところで、宿营地建設に不発弾を処理しながら行った。防護のための防護壁も構築した。
- ・ 気象は、行った当初は寒く、雹も降った。夏は 44℃までになる。イラク人から「夏は太陽に殺される」と聞いた。炎天下で仕事をするのはおかしいのだ。暑いというより痛いのだ。砂嵐も激しい。土漠だから雨を吸収せず冠水する。
- ・ 11 名の医官を連れて行った。隊員達が安心して勤務できる環境を整えた。

○ イラク人道復興支援活動の概要と実績～何が求められていたのか？

- ・ 医療指導 277 件、給水支援 54,000 トン、公共施設の整備 133 件を行った。
- ・ ODA 建設のサマーワ病院はメンテナンスがされておらず、ぼろぼろの状態であった。現地の医療関係者の意識改革を含めて、復興支援の在り方を模索しながら基本的事項を徹底的に行った。帰国後、新生児の死亡率が 3 分の 1 に減ったと聞いて、本当に嬉しく思った。

- ・ サマーワ周辺の水は、塩分を含み飲料水に適さない。住民の要請に基づき早速、災害派遣で使用する逆浸透型の浄水装置で浄水し、給水活動を開始した。
また、外務省と調整し ODA でコンパクトユニットを調達し浄水した。現地の人から非常に感謝された。
- ・ 公共施設の復旧整備は、現地のニーズを踏まえ道路、橋、学校などを行ってきた。また、この地域は歴史的遺跡の宝庫であるが、長く続いた戦争で荒れ果てていた。これら遺跡の保存整備も行なった。
- ・ 現地のイラク人の雇用についても積極的に行なった。スキルは高く、最盛期は 1000 名／日雇った。彼らは自衛隊で働いたことを誇りに思ってくれていた。
- ・ イラク派遣前と現地に着いて活動をしてからの認識が変わった。前は「現地人は全員テロリストと思え」と指導していたが、その後は逆で一般にフレンドリーで「ヤバーニー」と呼びかけられるなど友好的であった。

○ 日本式の支援活動～人道復興支援の本質

- ・ 地元の住民の方々との交流施策として、「ヤバーニー」の呼びかけに手を振って答えるスーパー鶯嬢作戦、ご近所プロジェクトによる音楽演奏、そして、子供の健やかな成長を願って鯉のぼりプロジェクトを行った。
- ・ 鯉のぼりプロジェクトの翌日デモがあった。一瞬昨日の鯉のぼりは失敗だったと思った。しかし、それは反対デモではなく、自衛隊支持のデモだった。その後、列国の指揮官からどうやってあんなデモをやらせたのかと質問があったが、私が仕掛けたのではなく、彼らの自発的な行動だったと答えた。
- ・ 自衛隊の活動に対し海外メディアから「なぜ日本は成功したか」などの積極的な評価が行われた。

○ ロバカ、ライオンか～現地における部隊統率と危機管理の考え方

- ・ 規律については厳しく徹底した。規律は、軍隊において万国共通、部隊の精強度は規律に現れる。規律正しいことは周囲の信頼を勝ち取り、ひいては我が身を守る。車輛の整頓はどこから見ても直線直角にした。自衛隊はどこからみても隙がないことを示したかった。
- ・ 英・伊・蘭など各国との交流も盛んに行なった。先日、当時の伊の指揮官と会ってきた。女性隊員もいたので、女性兵士との交流も行ってきた。人間関係は重要である。
- ・ よく我々はオランダ軍に守られていたのではないかと問われた。答えは「Yes, But」である。オランダ軍は地域の治安任務を受け持つが、我々の宿営地を直接守ることはない。宿営地も活動も自ら守らなければならない。このことが誤解されている。

- ・ 我々はイラクに人道復興支援にきており、牙をむいて戦闘行為をしに来たのではない。ライオンがニコニコしながら、復興支援というロバの仕事をやっている。何かあれば、いつでもライオンに戻れる。ロバにはライオンの仕事はできない。

○ シルクハット・ポリシー

- ・ 私のポリシーはシルクハット・ポリシー。シルクハットの山の部分が軍事組織としての強さであり、つばの部分が民生・復興業務であり、友好信頼の幅を広げていく。つばを広げていくことが重要と考えている。

○ まとめとして～これからの国際任務を考える

- ・ 常に私の心にある判断基準は、法律、国益、歴史である。第1に、法治国家の部隊として法を逸脱してはならないこと、第2は、いわゆる国益に合致しているかということ、第3に、100年後の歴史の評価に耐えられるか——ということである。
- ・ 平和安全法制については、充実してきたと認識している。当時、人質救出の任務はなかった。また、在外邦人の陸上輸送任務もなかった。それが今回の法制によってできるようになり、現場で悩むことがなくなった。
- ・ 今後の我が国の国際平和協力活動は、「和風」で行くべきと思う。
具体的には次の6点である。

- ① 先進国部隊としての能力を発揮すること
- ② 能力構築支援を促進すること
- ③ 自衛隊の派遣体制・態勢を強化すること
- ④ 任務権限の拡大と法的基盤の距離をつめること
- ⑤ PKO等とODAの連携、軍官民の協力を図ること
- ⑥ 国際平和協力に関する国家戦略を構築すること

④岩田清文氏（元陸上幕僚長）

○ はじめに

私は、現場で隊員を派遣した立場での気持ちを述べたい。内容としては変遷、現状、課題そして今後の方向性について一案を述べたい。

○ 変遷

- ・ PKOの変革を見せたのはソマリアミッションである。平和執行型への変化である。
- ・ 米陸軍大学留学中の1993年、ソマリアにおける米軍兵士に対する残虐な行為に対し、学生達は国連PKOに失望し、また当時の米軍教官は常に「PKOとは何ぞや」という問いか

けをしていた。私は、「PKO は軍がやる仕事ではない。しかし軍にしかできない仕事である」と答えた。また、PKO は軍にしかできない仕事ではあるが、「武力行使に長けた軍でなければできない仕事でもある」と認識した。

- ・カンボジア派遣第2次大隊長であった石下隊長は現地において国内法の制約と現場の状況の狭間に立たされていた。しかし、不測の事態の時は、隊員と日本人の生命を守るために指揮官としてやるべきことをやるし、やらなければならないという緊張感と恐怖感があったと思う。

何かあった場合には法廷闘争も辞さない覚悟であったと思う。

- ・ルワンダ派遣当時、ゴマ近くで邦人が乗った車が拉致されそうになった。今でいう駆け付け警護の先例であるが、何もできなかった。
- ・ゴラン高原、この時の課題は宿営地の共同防護の問題である。同じ宿営地で任務を遂行するカナダ隊等と共に警備に関する図上検討を行っていた際、カナダ隊が狙われ危険な状況において、陸自を狙っていない敵に対し、積極的に陸自が撃てないということを言及すると、カナダ隊より激しい突き上げがあったそうだ。現在は、この点は平和安全法制で改善をみた課題である。
- ・シリア情勢の変化で安全といわれたゴラン PKO も変化した。ゴラン高原のシリア側では安全確保が厳しい状況に直面していた頃、私はジュバでの現地確認終了後、ゴラン高原に移動し、ゴラン PKO 司令官に面談した。シリア側にも物資を輸送している日本の輸送隊が危険にさらされる可能性が予測されたため、この任務をシリアの民間業者に委託するよう、当時の司令官であるフィリピン人少将に掛け合った。日本の PKO に対する考え方、法制の枠組み等、日本の国内事情を説明し、理解してもらえた。その結果、シリア国内での輸送は、国連が契約した民間業者による物資の輸送を担うこととなった。その頃、ダマスカス空港へ移動中のオランダ隊が攻撃を受け死傷者を出すなど、シリア側では緊張状態が続いたが、日本隊は司令官の配慮により難を逃れた。その後、フィリピンの司令官が交代しインドの中将が司令官に着任した。この司令官は、日本だけが優遇されていることを良しとせず、また日本の国内事情も受け入れてもらえなかった。

このような状況では、日本として意義ある活動ができないと判断し、森本大臣の命により撤収した。

- ・「PKO 学校」と呼ばれたゴラン高原でさえ、急激に不安定になり、上記のような状況になる。このような状況急変時において、どのように PKO に取り組んでいくのかという国家の姿勢は、常に国際世論から見られている。

- ・ 東ティモールの PKO では、邦人が経営するレストランから賊に囲まれたとの救助願いがあった。当時の日本隊の指揮官である施設群長は、たまたま休暇で外出中であった隊員を呼び戻すという名目で現場に赴き、邦人を保護した。

法制が整備されていない中、指揮官はその場その場で自己の責任による判断で法制の隙間を切り抜けてきたのが実情である。

- ・ ジュバでは 2016 年の秋、大統領派と副大統領派との間に紛争があつた。これは PKO 参加 5 原則に示された「戦闘状態」ではないが、教範（陸上自衛隊の教育訓練用に書かれた教科書）的には一般的にいう「戦闘」であつた。この部分はなかなか一般の方には理解してもらえないが・・・。
- ・ 当時のジュバの状況を鑑みても、今回の南スーダンからの撤退の判断は英断だったと思う。

一方で撤収ということに関しては、自衛隊の関係者のほとんどの者が聞かされていなかったと聞いている。どのようなプロセスが踏まれたのかは分からないが、ほとんどの現場指揮官が知らされていない状態においての撤収は、統率上の観点から今後検討の余地があるだろう。

○ 現状

- ・ アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC）の悩みは、PKO 部隊派遣の必要性が発生しても、時期的ニーズに对应できないことにある。このため、平素からアフリカ諸国の兵士たちを教育しておき、必要時に早期に派遣するとのアイデアが日本政府と国連で議論され実行に移された。
- ・ プロジェクトの実績としては、試行訓練として 2015 年 9～10 月、東アフリカ 4 カ国の施設要員 10 名に対し、翌 2016 年には第 1 回目の訓練として 6 月と 10 月にケニア国軍施設要員約 60 名に対し、今年は 5 月と 7 月にタンザニア国軍の施設要員約 30 名に訓練を実施した。
- ・ このプロジェクトの狙いは、近年の国連 PKO においては、装備品（重機）やそれを操作可能な要員が不足していることが深刻な問題となっており、この解決施策として打ち出したものである。
- ・ 少しでも早く PKO 部隊を展開させるための施策の一つとして我が国が提案したこのプロジェクトは国連から高い評価を得ている。
- ・ 能力構築支援、この事業は我が国が有する能力を活用し、他国の能力を向上させることにより、国際安全保障環境の安定化・改善を図り、ひいては我が国の安全の確保を図ること

にある。東南アジア 12 カ国を中心に実施しているが、支援事業内容は、道路構築、衛生、人道支援、車両整備、飛行安全、潜水医学等である。

- ・ この事業は 3 カ年計画で実施しているが、モンゴル、ベトナム、カンボジアからはもっと期間を延ばしてくれとの要望があり、継続して実施している。特にベトナムは工兵大隊としての能力はあるものの、PKO 派遣のノウハウがないということで、ニューヨークでの国連との調整や、ジュバにおいて日本隊の活動の見取り稽古なども含め支援してきた。
- ・ 東南アジアからの PKO 貢献国を増やすことは、国連からも非常に評価されている。
- ・ PKO に関する国内の教育訓練は、専門部隊である国際活動教育隊により、平素からの要員教育や、派遣前の部隊等の訓練を駒門駐屯地において実施している。陸自全体としての派遣態勢は、政府からの指示があれば、数ヵ月で 1 個隊の派遣ができる態勢にある。従来、派遣の決定があつて初めて派遣準備を行い、派遣するという形態をとっていた。しかし、これでは時期に間に合わないということで、派遣までの準備期間の短縮を狙いとして、準備対象部隊を指定し平素からの準備を促進させている。
- ・ もう一つ重要な点は、井の中の蛙になってはいけないということである。その一つとして多国間訓練「カーン・クエスト」に参加させている。この訓練では隊員たちの教育や最先端のノウハウを学ぶことができる上、参加国との相互理解や信頼関係の強化も図ることができる。「カーン・クエスト」は、米軍とモンゴル軍が主催し、モンゴルにおいて実施する活動で、年々参加国が増えており、現在は 27 カ国、約 1000 名が参加している。

○ 総括

- ・ 日本として、約 25 年間、国際社会の平和と安定に一定の貢献と成果を収めてきたものと思う。国連による工兵マニュアルの見直しがあり、日本に対し、マニュアル作成をリードするよう依頼された。一部の機能においては PKO 先進国に成長した証でもある。また PKO 先進国として、ARDEC 及び能力構築支援など他国を教育支援できる能力を有するまでになった。
- ・ 国連からの派遣要請に積極的に応えるため、一定の即応態勢を維持しつつ、要員の育成を継続して実施してきた。
- ・ 国連のニーズ及び安全確保と国内法の制限との整合化に腐心してきたのも事実である。カンボジア、東ティモール、南スーダンなど、苦悩の中での 25 年であったとも言える。
- ・ このような中で平和安保法制の改正があつたが、これは現場の指揮官、隊員の状況をよく汲んでくれたように思う。一つ前進したと思っている。
- ・ 駆け付け警護については、二重、三重の縛りがかかっている。先ず、本来は現地警察、次

いで PKO 治安維持部隊が行うべきことだが、現場にそれら部隊等が所在しておらず、日本隊しか対応できる組織が存在しない場合であり、また、対象が現地政府に敵対している国、あるいは国に準ずる組織ではないという制限がかかっている。

- ・ 宿営地の共同防護に関しては、新たな任務というよりも、武器使用権限が認められたということである。日本隊が国連スタンダード並みに、他国隊とともに宿営地に対する攻撃に対処できるようになった。

○ 課題

- ・ 積極的平和主義を更に推進しようとするれば限界がある。ブラヒミ・レポートが求める強制的な PKO へ派遣しようとするればなかなか実行できない。また、現地情勢が緊迫すると、撤収について検討、調整を実施する必要があるような現行の法令の枠組みでは国連のニーズには対応できない。PKO 5 原則の適用という観点でみれば、安全の継続性が確保されなければ部隊を派遣することはできない。
- ・ 国際貢献は自衛隊だけの役割ではないし、また自衛隊だけでできるものでもない。だからこそ南スーダンでは ODA などオールジャパンとしての支援でスタートしたが、限界が生じた。ODA との連携の好例としてナイル川の架橋があったが、情勢緊迫時には中止となり、JICA も撤退した。情勢が安定していないとオールジャパンも難しい。
- ・ 非英語圏国からの高位ポスト及び要員派遣増加には一定の制約がある。
PKO 司令部幕僚への派遣が司令官ポストも含め可能となったが、我々日本人は英語圏国でないための制約がある。国連は派遣された要員の勤務評価を実施し、その評価を蓄積している。上級ポストへの配置においては、過去の勤務評価も確認し、また人選においては様々な視点から評価している。上級ポストは各国の争奪戦でもある。司令官派遣には過去の PKO 参加の経験や実績、また一般幕僚派遣には英語圏出身者が優先される。

○ 今後の方向性

- ・ 更なる積極的な貢献のための法令の改正
こういった課題を解決するためには、最後は PKO 5 原則の見直しがなければ部隊派遣としての更なる積極的な貢献の実現は難しいと思う。国連の指揮下で行われる活動における武器の使用は、憲法で禁じられた国権の発動たる武力の行使には当たらない、という解釈が確立されなければ PKO 5 原則の見直しも難しいと思う。そのためには、冷静かつ成熟した国民的議論が重要である。我々はそのような議論ができる材料を提供しなくてはならない。
- ・ 向かうべき方向性として、今できることは以下の 3 点である。

① 先進国型 PKO

幕僚（司令部要員）を多く派遣することが大事である。例えば、オーストラリアは部隊派遣はゼロであるにもかかわらず、司令部要員 28 名をジュバに派遣している。欧州の先進国は 1 個隊程度を出しながら、幕僚を多く派遣している。日本としては、今後、若い世代から指名して派遣回数を増やし、経験を積ませて行くことが重要である。司令官ポストを取るには、かなりの年数が必要と感ずる。

② 技術貢献型

歩兵部隊はバングラ、インド、アフリカ諸国などが積極的な派遣を実施しており、法的にも日本が参加する状況にはない。今後、国連が期待する活動として、技術貢献型のヘリ、施設、情報・通信、衛生のニーズがある。自衛隊には施設、衛生、通信、さらに UAV（固定翼）を宿営地内部から飛ばすような貢献が可能だろう。

③ 教育型 PKO

早期展開支援、能力構築支援を継続的に積極的に実施していくべきであろう。

○ 今後の方向性（具体策）

長期的なヴィジョンについて、日本政府は具体的に示すべきだろう。

一案は PKO 大綱として日本政府のヴィジョンを示すべきである。その内容として、1 番目は目的、2 番目は自衛隊として質的貢献の拡充策を、3 番目はオールジャパンとして、さらに、文民の参加を検討すべきである。NGO にはハイチやジュバで逞しい日本人職員、特に女性職員がいた。人生におけるキャリアとして、国際協力に携わる民間人が伸びて行くためのシステムを構築すべきである。4 番目の継続的検討事項は、更なる積極的貢献のためには、憲法解釈の分野まで及ぶ国民的な議論が必要である。

○ PKO 大綱の策定（骨子の一案）

1. 政府としての積極的平和主義具現のための方向性を明示するための策定
2. 自衛隊による質的貢献の拡充
 - (1) 司令部幕僚の積極的派遣
 - (2) 施設、情報部隊の派遣を重視して派遣
 - (3) 早期展開プロジェクト、能力構築支援を積極的に実施
3. オールジャパンとしての取り組み促進
 - (1) 文民の参加促進
 - (2) ODA との連携促進
4. 継続検討事項

憲法論議に併せた PKO 5 原則の継続検討

⑤林田和彦氏（国連モザンビーク活動(ONUMOZ)派遣 元第 3 次輸送調整中隊長）

○ はじめに

- ・ 第 3 次隊派遣期の特性は 3 点あった。①内戦後初の総選挙を控えていたこと②国連にとっては選挙を成功させて PKO を終結させること③自衛隊にとっても PKO を撤収させること——であった。
- ・ 編成は、中隊 48 名と司令部要員 5 名であった。また、現地支援チームが 5 名いた。中隊は 3 個小隊で構成され 2 個はモザンビーク南部（首都マプト近傍のマトラキャンプ）、1 個小隊は中央部のベイラ（第 2 の都市、約 800Km 離隔）に 12 名を分派していた。
- ・ 他国軍との関係としては、マトラにポルトガル通信大隊 300 名が、ベイラにイタリア野戦病院部隊が自衛隊の部隊と宿営していた。

○ 部隊到着後の状況

- ・ 第 2 次部隊との部隊交代時の対応としては、宿営地の警備にまず留意したが、いわゆる共同警備の問題があった。

当時の PKO 法は指揮官命令による武器使用ができない状態であった。また、武器等防護の権限もなかった。このため、ポルトガル軍との調整は難しいものになった。その結果、全体はポルトガル軍が警備し、日本隊が入っているエリアは日本自身で警備を担当することにした（ポルトガル軍からの支援は受けるが、日本側からの支援はしないという歪な関係）。

- ・ 装備は小銃 5 丁（中隊本部）と拳銃のみであった。ポルトガル軍は機関銃を装備していた。ベイラの小隊が同宿していたイタリア軍は野戦病院部隊とはいえ、警備隊があり、装甲車を含めた重装備を持っていた。
- ・ 宿営地の警備においても武器使用に関しては指揮官として命令できないため、「1 発目は中隊長（中隊長不在時は副長等次級者）が発砲するので、それを基準にして判断せよ」と指示した。
- ・ 隊員が拳銃携行で市街地に出て行くとき（拳銃携行を命じたのは総選挙の前後 2 週間程度のみ）は、現在のような部隊行動基準（ROE）等ではなかったが、弾薬装填と引き金を引くタイミングを示さざるを得なかった。単独行動を禁止した上で「その場にいる上級者が危険な雰囲気を感じた場合は他の者も弾薬を装填してよい」「身の危険を感じた場合は上級者が 1 発目を発砲するので、他の者はそれを基準に判断せよ」等といった具体的な手順や、その後の離脱要領や報告要領等を指示した。

○ 総選挙間近の状況

- ・ PKO 組織全体が緊急事態に備えて計画の見直しを実施することになった。PKO の文民を最初に脱出させる計画において、各国軍で護衛するため地域を割り振られた。当初、日本隊も警備地域が割り当てられたが、日本隊はできないと説明した。PKO 司令官は初めて聞いた様子で、何しに來たんだという反応であった。

地位協定で日本隊の特殊性は反映されているが、NY のレベルで相互理解が得られていても現場の司令官レベルには伝えられていなかった。

PKO 司令官から地域司令部に日本の事情が伝達されて調整がついた。

憲法上の問題で困難という説明は繰り返したが、他国軍からは白い目で見られることも多かった。

○ 総選挙当時の状況

- ・ 総選挙の当時、隊員に拳銃携行を初めて命じた（11 月頃）。但し、弾薬装填はグループ長が命じるよう指示した。そして、自前の ROE カードを携行させた。
- ・ 警戒レベルを上げた段階で、臨時代理大使から緊急時における現地邦人のキャンプへの収容を依頼された。自発的に彼ら（現地邦人）がキャンプ地までたどり着いたことにしてポルトガル軍が宿営地に入れ、たまたまその中に逃げ込んできたという扱いにし、その後は日本隊が収容するという計画であった。

外務省（臨時代理大使）は、いざという時は自衛隊が守ってくれるという認識でいた。

- ・ 次に、選挙監視で入ってきた日本人要員の護衛について依頼があった。彼らは自衛隊が護衛してくれるものという認識だったので、できないことを説明して理解してもらった。カンボジアと同様に情報共有がなされていないという印象を受けた。
- ・ 在外邦人等の保護について、当時は武器等防護の規定も使えない状態であった。なだれ込まれたから仕方がないという対応で押し通すしかなかった。私は、追い返して褒められるよりは、受け入れて処罰される方が良いという気持ちでいた。

○ 2 派閥が戦っている緊張時期の状況

- ・ 旧政府軍側は、処遇に不満を持っていた。彼らが戦車に燃料を入れたために、戦車砲でガソリンスタンドを恫喝する事件が起きた。夜間だったので、戦車の軌動輪の音は戦車がキャンプに向かって来るように感じた。ポルトガルの大隊長と相談して、戦車がこちらに向かってくるのであれば、一緒に離脱することになっていた。その後、情報収集の隊員から、キャタピラ音がキャンプから離れて行くという報告があった。大隊長と静観しようということになった。

こういう事態になっても、法律に縛られていてポルトガル軍と共同警備はできないし、一緒

に逃げる際にも相互支援ができないというのが実態であった。

○ 質疑応答

- ・ 司令部の中に自衛官を入れ込むことの効果は大きい。日本人の特性を活かし、業務の改善をドンドン進めていく。最初は嫌われるが、改善された業務内容が評価され、最後は支持してくれる。
- ・ 警備は単調で誰でもできる仕事である。警備部隊に自衛隊が就くべきではない。これまで施設や輸送調整に焦点を絞ってやってきた方向性は間違っていない。無理をして歩兵大隊の仕事をもたらすことは、日本の利益になるのかという疑問がある。防衛省や外務省が今見ている方向は間違っていない。最終的にはキャパビルに繋がる。
- ・ キャパビルは子どもの教育（学校建設）にいかに携わるか、欧州諸国は重視する傾向にある。ポルトガルやイタリアは、教育に重きを置いている。つまり、教育支援を行うことで、何十年後かには国益に繋がるという認識がある。学校自体はボロ小屋だが、軍人や文民が先生になって教えている。
- ・ 自衛隊のキャンプの中にこういう施設を作って、自衛官や文民が教える機会を設けるのも良いのではないか。
- ・ 司令部要員だけでなく、現場の部隊派遣も必要である。国益としてPKOをどう捉えるかである。
- ・ 歩兵だけでなく輸送調整や施設部隊の業務でも国連側では評価される。そこでの評価が司令部要員のポスト獲得に繋がる。
- ・ オールジャパンでの取り組みは思想が異なっている、現地に行けば手を取り合ってやらざるを得ない状況がある。しかし現地での情報共有や、緊急時のプランニングがなされているかどうかは疑問が残る。
- ・ 邦人在住地域にPKO展開がなされるのであれば、情報共有の仕組み（組織）が必要である。実際は必要に迫られて現地で協議するが、正式な形で組織化すべきである。この点で、外務省は邦人保護の観点から主体となるべきである。

⑥田村重信氏（自由民主党政務調査会審議役）

○ はじめに

- ・ 私が自民党の国防部会を担当したのは1991年5月からのことである。それ以前には、自衛隊に関連する基本的な法律は防衛庁設置法と自衛隊法の2つしかなかった。
- ・ 冷戦の時代は、ほとんどまともな安全保障の議論がなかった。それが進むようになったのは

冷戦が終わって湾岸戦争が始まり、自衛隊の海外協力の話が出るようになってからだ。私が国防部会を担当するようになったのは、ペルシャ湾に掃海艇を派遣した直後からで、冷戦後の自衛隊の国際展開と一致する。

○ 今後の国際平和協力活動

- ・ 日本の場合は、もう PKO 貢献は限界に来ている。日本がやるとしたら、キャパビルとか外国人たちの能力を押し上げてあげることや、災害派遣などが中心となる。
また、憲法が変わらないので、自衛隊は海外での武力行使ができない。自衛隊は憲法では軍隊ではないとされつつも、外国では国際法上軍隊として扱われる。しかし、国際法上は軍隊であるといっても憲法 9 条があるために、外国の軍隊と同じ活動はできない。また武力行使と一体化した活動はできない。この制限を取り払うには憲法 9 条を改正するしかない。
- ・ 元国連事務次長の明石康氏に聞いた言葉が印象に残っている。「日本人は国連に理想的なイメージ持っているが、実際はそうでもない。国連の職員というのもいろいろあるんだよ」、「国連に言われたから PKO でどんどん出ていくのはどうかと思う」と言ったことである。
これはアフリカの問題についてであった。アフリカでの PKO は今後もあるだろうが、国連に言われたから日本が出て行くというのはどうかという話だ。
- ・ かつては「アジア太平洋」と言われていたが、最近は「インド太平洋」がよく聞かれるようになってきた。
皆さんが提言を出す際には、アフリカまで行くようなことはやめて、アジアからインド洋に限って日本の活動を述べた方がいい。自衛隊員がアフリカに行くのは、結構酷だ。行くこと自体が大変である。従って、アジアの国に対して日本はできる限り協力する方が良い。憲法改正ができていないので、当面、アジア、太平洋、インド洋を目標としてやるのが喜ばれるのではないかな。これが結論である。

○ 戦後から冷戦時代

- ・ 日本は、戦争に負けて軍隊を持たない憲法で出発した。ではどうやって国を守るかというと、朝鮮戦争を契機に警察予備隊（後の自衛隊）を作った。一方、（西）ドイツは西側を守るために再軍備をした。日本はまだ憲法改正をしていない。だから色々な問題がある。
- ・ 平和安全法制でもややこしい議論があった。例えば、憲法 9 条があるため「現に戦闘の行われている場所では活動しない」ことになっている。このようなことを言って法律を作るのは日本しかない。

○ 冷戦後

〔湾岸戦争から国際平和協力法〕

- ・ 湾岸戦争が起こってからは国際平和活動に協力しなければいけない、お金はたくさん出したけれど評価されなかったので、何かしなくてはいけないということになった。国際貢献、人的貢献といった言葉が流行った。各国は軍隊が出る。それなら、日本の場合は自衛隊が出なくてはいけないだろうという話になり、それで自衛隊を派遣することになった。
- ・ 湾岸戦争後に海上自衛隊の掃海部隊が出た。戦争が終わってから、根拠規定は自衛隊法の「機雷等の除去」として行った。

当時、イラクとクウェートの間 UNIKOM という一番新しい PKO があり、これも見に行った。激励に行って、その後大使公邸で商社の方たちと話をした際、印象に残ったのは、日本の自衛隊が来てくれてよかったと言われたことだ。

- ・ 戦争終結後、ワシントン・ポストにクウェート政府が感謝広告を出していたが、日本の国名はなかった。クウェートへ行ったときに、「何で日本の国名がないのか、一生懸命やってたじゃないか」と言ったら、皇太子は「軍が来てくれたところを載せているんだ、今は日本は来てくれているから心から感謝している」と言われた。そういうことだ。

海外での国際貢献・人的貢献というのは、基本的には軍人が行うこと。その辺りの事情が日本人には全然わかっていない。

- ・ 平成 4 年に PKO 法ができた。武力行使と一体化しないように参加 5 原則が法律に含まれている。この頃、憲法改正論議が少しずつ活発になってきた。

○ ルワンダ危機以降

- ・ その後、ソ連邦が崩壊したりして、思い出に残っているのはルワンダの難民救援である。
- ・ ルワンダは紛争地域だから現地で支援活動はできない。そこでどういう規定にしたかという
と、隣国のザイールのゴマにある難民キャンプを支援することにした。外務省は 6 ヶ月くらいを想定したが、私は現場は大変だろうからと考え 3 ヶ月くらいとレポートに書いた。結局 3 ヶ月で戻ってきたが、それだけアフリカの派遣には大変な現実があったということだ。
- ・ 有事法制は、小泉首相訪朝により拉致問題が明らかになって制定することになった。
危機管理に関する法律が何もない時には大変だった。何もできない。自衛隊は訓練をやっ
て、どこで何をやるかということが決まっていないと動けない。
- ・ イラク特措法制定の頃、自民党で「新しい防衛政策」という提言を作った。防衛庁を省にし
ろ、国際活動を本来の任務にしる等の内容であった。

○ 平和安全法制

- ・ 平和安全法制の制定以前において、国家安全保障局の設置、国家安全保障戦略の制定、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画と順番に策定して、平和安全法制の制定に至った。憲法改

正をしないでぎりぎりのところまで総ざらいして平和安全法制に入れ込んだ。この法制に反対する人は戦争法だと批判したが、平和安全法制はよくできた。

- ・ PKO 法 15 年改正は、任務遂行のための武器使用を可能にした。ただ完全な武器使用までは可能となっていない。かなりの武器使用ができるようになったが憲法があるので「武力行使との一体化」や「海外での武力行使」はできない。
- ・ 平和安全法制は限定的な集団的自衛権、即ち「他国防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められない」とのことなので、自衛隊がアメリカまで行くことはできない。日米の同盟関係や訓練はそれなりに進んだと言われている。

○ 最後に

- ・ 結論としては、日本の国際平和協力は他国と比べると限界がある。できるだけ喜ばれる得意なところ、エリアはインド洋から太平洋とアジア中心でやっていくのがいい。中身も PKO だけではなく、訓練を手助けたり、キャパビルなどをしていくのがいいのではないと思う。自分でやれることをやる。何でもかんでも言われたからといって自衛隊が出ていくというのはむしろやめた方がいい。

⑦ジャーナリスト

○ はじめに

- ・ 34～35 年の記者歴のうち、30 年以上安全保障一筋でやってきた。

○ 掃海艇派遣をめぐる話

- ・ 湾岸戦争後、自衛隊初の海外活動であったが、メディアは大挙して反対していた。その当時は安全保障＝戦争という思考であり、抑止力という認識は乏しかった。
- ・ 掃海部隊は、「装備は二流、腕前は一流」と呼ばれていた。機雷の敷設や除去は戦争行為にあたるため、掃海艇の派遣に際しては戦争前夜のような報道が多数見られた。
- ・ 派遣前に内閣府のアンケート調査が行われた。アンケート項目に、「国際社会の平和のため」、「海洋国家の日本のため」、「アデン湾の経済活動支援」、「海運の円滑化」などの趣旨を入れたところ、内閣府のアンケート調査で賛成が初めて過半数を超えた。
- ・ 各種メディアの世論調査は実に巧みであり、設問の内容は非常に重要である。

○ 報道協定のあり方

- ・ 記者というのは情報を欲するものであり、情報を出さないと隠していると言われる。
- ・ 一方、自衛隊側は全てを出さないように注意して一部の情報を提供する。例えば防衛出動においては、原則として国会の事前承認が必要となっている。しかし国土防衛の動きに対する

報道姿勢のあり方として、報道協定は必要である。その背景に「吉展（よしのぶ）ちゃん事件」の経験がある。

- ・ 国会には秘密会がないのが問題である。安全保障関係の国会内の委員会で審議する必要がある。私権の制限については、安全保障の観点と民主主義の回復の両面から検討する必要がある。

○ 報道協定の必要性と報道のあり方

- ・ 自衛官の命を守るためには報道協定が必要である。それでは、どういう報道協定が必要なのか。
- ・ 記者は情報が少ないことが一番困る。その理由は、原稿が書けないこと、デスクに怒られることである。

官庁側は、正確な情報を把握しようとする間に時間が経ってしまう傾向にあるため、未確認の断りをしてとにかく情報開示をすることが重要である。

例として、上空からの写真提供。ポンチ絵に基づく説明、前任者を連れてきて船などの構造を説明することである。

- ・ 情報量が多いことが大事だ。官庁側の初動が重要なのである。

○ 広報戦略について

- ・ 官庁として知るべき点は、報道締切時間と視聴率の高い時間を理解しておくこと。「ダメージコントロール」は企業・官庁側の権利であり、広報戦略として重要な視点である。
- ・ メディアの種類の広がりによる提供サービスの多様性に留意することである。動画と写真（静止画）の違いを認識する必要がある。ネットやライン、フェースブックなども「報道機関」である。
- ・ 提供サービスの内容にも留意すること。例えば陸自の『修親』は防衛省にとって良い宣伝媒体であり、一般国民にも是非読んでもらいたい。
- ・ 逆に田母神事件の時のような、空幕長の会見台の近くに田母神論文を置くような悪意を持った記者の行為に対しては、きちんと注意することである。

○ 結論

- ・ 自衛隊や軍の広報は、総務系ではなく小平系（旧陸軍中野学校）が必要である。
- ・ 欧米テレビによる特殊作戦部隊との連携について

欧米テレビの報道を通じて、米国民は米軍の姿に心躍らせる。しかし、欧米テレビが同行している部隊は、実は陽動作戦であり、本隊は別部隊。こうした計略を用いないと軍人の命を危うくする。場合によっては偽情報も必要であり、敵を混乱させることも必要——広報も戦

力——である。

- ・ まだまだ自衛隊は広報が上手とは言えない。

PKO、昔は平和維持のための活動。今は強制力が強化・公認されている。メディアには駆け付け警護など PKO の背景（変化）を説明しないと、勉強不足のため誤解が生じたまま報道される恐れがある。日本だけの価値観で広報するのではなく、国際的な潮流を踏まえた情報提供が必要なのである。

⑧石破茂氏（元防衛庁長官、元防衛大臣）

○ 国際平和協力活動の記憶について

- ・ UNTAC 派遣では、警察ならよいという暗黙の前提があった。しかし、「文民警察官」と言った時に、海外での警察権の行使とは何か、どういうものなのか、違和感があった。また、当時は当選 2 回だったが、高田警視事件の際の政府与党の狼狽ぶりは、強く記憶に残っている。
- ・ UNTAC 派遣後に、退官したある幹部から「当時、選挙監視員を防護するための武器使用規定はなかった。そのため、要員を防護するための態勢づくりを検討した。」という話を聞いたことがある。危害射撃は正当防衛・緊急避難のみという状況で、それが国家の代表として派遣している自衛官に対して正しいのか、国家がやることなのかと思ったことを覚えている。
- ・ ゴラン高原では、与えられた権限や財源のなかでよく活躍してくれた。
- ・ 防衛庁長官時代、UNMISET 派遣中、シャナナ・グスマン東ティモール大統領が防衛庁を訪れた。国家元首の防衛庁訪問は恐らく史上初、受け入れのノウハウもなかったので苦労した。

そのときにグスマン大統領から「長年、逃亡・潜伏生活をして軍隊を見てきたが、自衛隊のように規律正しく、かつ上から目線にならない軍隊は初めて見た」との話があった。また、PKO 部隊を撤収しないで欲しいと強く要望された。

- ・ イラク派遣に際しては、番匠幸一郎 1 佐に、「あなたが、派遣準備態勢が整ったと自信をもって報告するまで派遣しない。」と伝えた。

○ 国際平和協力のあり方について

- ・ イラク派遣の際に、「自衛隊帰らないでデモ」が発生した。小泉総理が当時、「日本の素晴らしさを世界に広める」と話されていたが、こういうことかと得心した。
- ・ イラクでは現場の自衛官が与えられた装備と権限で精一杯やったが、これから先は本当に

それにとどまっていよいのか？そのことを考えなければならない。

- ・ 例えば、「非戦闘地域」の場合。非戦闘地域であるから捕虜になることはできない（権利がない）。自衛隊員がそのことを理解した上で、派遣が実現している。それでよいのか？
- ・ イラク派遣の際は、小泉総理の旭川での派遣要員に対するスピーチ草案では「諸君は自ら望んでイラクに赴く」となっていた。この件で小泉総理に事前に相談されたので、当該箇所を「国家の命により」に変更してもらった。「イラクの人々が待ち望んでいる。国連決議もある。停戦後でもある。しかし、なお、危険が存在する。だからそこに応え得る日本の唯一の組織である自衛隊を派遣する」、こういうロジックである。
- ・ 日本という国が「国家として何をなすべきか」、国連の重要な構成国である日本としてできることは何なのかということを考えた時、世界第 8 位の軍事力、3 位の経済力を持つ日本が、PKO のような任務に参加することは当然のことではないか。
- ・ イラク派遣に対する検証、批判についてはあつてよい。しかし、イラク派遣は「人道復興支援」であり、イラク戦争への参加ではない。従つて、結果として大量破壊兵器がなかったことや戦争が間違っていたことと、自衛隊の派遣は別個のものであり、イラク戦争が誤っていたから自衛隊の人道復興支援も間違っていた、ということにはならない。
- ・ イラクの場合には、万一の際の遺族への対応をどのようにするかを考えた。言い方は難しいが、情報隠しではなく、どのようにして遺族の方の平穏を守ればよいかを真剣に考えた。
- ・ イラク派遣前のオランダの国防大臣との会談では、同大臣から様々な問題に対する丁寧なアドバイスを頂いた。特に強調されたのが、ヘリコプターを持ち込むことの必要性だったが、陸幕からの反対により実現しなかった。

○ 法整備のあり方と平和安全法制について。

自衛隊の海外派遣は恒久法であるべきだというのは一貫したスタンスだった。実際、私自身が特措法で死ぬ思いをした。他方、できた新法（国際平和支援法）はかなり抑制的である。もう少しチャレンジングしてもよかったのではないかと考えている。

- ・ 国際活動補給支援（テロ特措法）でも、補給量の取り違えがあつた際には、補給艦船の航行データまで取り寄せて、膨大な労力をかけて転用されていないことを示さなければならなかった。
- ・ 安保法制懇の示した答申に全面的に賛成している。しかし安倍総理は現実的判断をした。恐らく公明党対応などで妥協したのだろう。それは理解できるが、しかし現行憲法の範囲内での集団的自衛権はここまでという線引きは、絶対に反対だった。そこだけは譲れない

ラインだった。

- ・ 憲法 9 条は侵略としての武力の行使を禁じているのであって、集団安全保障や PKO は憲法上は問題ない。集団的自衛権は自国との密接性を基準とし、同盟関係に限定されない。
- ・ 「我が国と密接に関係する国」とは、同盟国+ α 。 α の部分は、見なし同盟国ということである。見なしは、あくまでも見なしであって等価値ではない。
- ・ 安全保障の論議は、法的な話だけでなく、現実的な日本のあり方を考えなければならない。例えば「（自衛官の）リスクを高める」という議論があったが、個人的には自衛隊を理解していない話だと思った。一般人には難しいことでも、それを超えられるものが自衛隊にはある。
- ・ また、危険回避については、長官室で「ここまでやるか」というくらい徹底的に議論した。もとより完璧とは言わないが、考えられる限りの全ての議論を尽くしたと思う。例えば殉職者の発生に備えることとして、国葬と国民葬の相違、葬儀のための会場として武道館の空いている日程の事前調査の指示などを行った。マスコミ対応としては、遺族のメンタルケアや静謐な環境の維持に努める必要性についてなどであった。
- ・ 自衛官の安全確保は憲法の議論とは別のカテゴリーで議論すべきである。安全確保の方策は別途検討することが必要である。
- ・ 自衛隊の危険回避と、自衛隊による国益確保。自衛隊が直面するこの 2 つを、平行で議論することが必要だろう。
- ・ イラク派遣の際に、同地域に展開するオランダ軍、イギリス軍に駆け付け警護ができるのか？法律に書けば行くことはできた。それは救援の問題であって、集団的自衛権とは関係のないものだった。単に、特措法に任務として書くかどうかの話であった。

○ 国際平和協力の今後について

- ・ 能力構築支援は良いものだが、他の支援国がどう見るか、教えるだけでなく自ら行うことの大切さという 2 点を考えなければならない。現行憲法の解釈の範囲内で、本当にこれだけしかできないのか？他国と一緒にオペレーションをする際、抑制された権限のまま派遣するのは、他国との関係で良いとは言えない。
- ・ 一般に「弱い味方は敵より怖い」と言われる。こういう点を考えても、任務を遂行する高い能力を持つ自衛隊が、（国際平和協力に）行ける形であることが必要である。それは憲法改正の議論と繋がってくる。「国際紛争解決の手段としては～」という文言は、21 世紀に全く合っていない。そもそも国際紛争解決の手段としての軍事力の行使は、現代は認められていない。侵略の手段としての武力の行使または武力による威嚇はすべきではない、

という書きぶりにする必要がある。従って、国及び国に準じる者の議論は無意味である。

- ・ 憲法と能力（装備・権限）の範囲内でやれるのであれば、あとはどうするかは、時々の方政治判断ということになる。
- ・ 交戦権を否定する専守防衛、すなわち専守防衛側が交戦権を制限するというのは、どれほどリスクが高いか、被害が大きくなるのか、沖縄戦や東京大空襲を経験しているのに理解されていない。現実離れした空想的な話がまかり通ってしまっている。
- ・ 最近は左翼だけでなく、右翼も空想的な話が多い。そのことが気にかかる。
- ・ 議員の世代交代が進んでいる。イラク派遣時の経験を持つ議員はほとんどいなくなった。
- ・ 今の国会での PKO の議論は、国際紛争の議論ばかりで平和支援や人道支援の議論は乏しい。経験のない議員が多いこともあり、次の大綱の見直し時にはこうした点に焦点を当てたい。
- ・ 今後の国際平和協力を考える上での問題点として、制約された権限が挙げられる。捕虜に
なれない状態は立法府で議論すべき事柄である。さらに自衛官は国家の命として派遣すべきである。

(2) 自衛隊部隊の訪問調査等

今年度、自衛隊関係としては、主として部隊訪問 3 件、訓練の概要の説明受け 1 件を行った。
その概要は以下の通りである。

① 多国間共同訓練「カーン・クエスト」の概要

- 陸上自衛隊が参加している多国間共同訓練「カーン・クエスト」の概要について、2017（平成 29）年 8 月 29 日（火）、JFSS 会議室において陸上幕僚監部の担当者から説明を受けた。
共同訓練の目的：国連平和維持活動に係る各種能力の維持・向上を図るとともに、参加国との相互理解の促進及び信頼関係の強化を図る。

経緯：2003（平成 15）年に米国・モンゴルの二国間共同訓練として開始し、2006 年に規模を拡大して多国間訓練に移行した。自衛隊は、2009 年より正式参加し、今回で 8 回目の実動訓練（小隊規模部隊 3 回目）に参加している。

実施時期：例年 7 月下旬から 8 月上旬にかけて。

場所：モンゴル国ファイブ・ヒルズ演習場。

主催国：米太平洋陸軍及びモンゴル陸軍。

参加国：今年度の参加国は 26 カ国。日本のほか英、豪、伊、韓、加、独、印、中などが参加。

陸上自衛隊からの参加：教官、実施部隊（小隊規模）、研修者、合わせて約 40 名。

訓練内容：国連 PKO における基本的な活動内容を各訓練課目に分類し、実施部隊（一般に小隊規模）がローテーションして実施。

訓練課目：巡察、検問、車両縦隊行動、IED 対処、文民保護教育等。陸上自衛隊は、これらの課目の中から実施課目を選択し、その他の課目は研修している。

- 岩田元陸上幕僚長からも本訓練の目的、参加することの意義、重要性について説明を受けた。

○ 所見

- ・ 国連 PKO に部隊として派遣されていない現状を踏まえると、陸上自衛隊が、PKO の主要派遣国の各軍が一同に会して行っている訓練に参加している意義は大きい。特に部隊の練度の維持・普及、PKO の現場における対応要領の修得、各国軍隊の連携、相互の信頼性の向上に寄与できると認識した。
- ・ 現在 1 個小隊（約 40 名）だけが参加しているということであったが、今後参加単位数を拡大することを（経費の関係もあると思うが）期待している。
- ・ なお、現在 JFSS の研究員数名を、本訓練への研修参加の可能性について調整中である。研

修許可が下りれば、多くの他国軍隊の国連 PKO への取り組み等について調査する予定である。

② 派遣海賊対処行動支援隊等

- ジブチ共和国に所在する派遣海賊対処行動支援隊等を、2017（平成 29）年 11 月 2 日（木）から 4 日（土）まで研究員 2 名（佐藤<庫>、本多）が訪問し、同部隊の活動の概要の説明を受けるとともに、同隊司令、幕僚との意見交換及び警備部隊要員への聞き取り調査を行った。
- また、ジブチに所在する日本国大使館、米国大使館及び JICA 事務所を訪問し、国際平和協力に関する意見交換を行った。
- 細部の調査実績

11 月 2 日（木）：支援隊司令及び航空隊司令への表敬及び意見交換

米国大使館において Mr. Michael Walsh との意見交換

在ジブチ日本大使への表敬及び意見交換

11 月 3 日（金）：支援隊・航空隊の活動の説明受け、意見交換

警備部隊要員への聞き取り調査

ジブチ軍に対する能力強化事業の説明受け、意見交換

11 月 4 日（土）：在ジブチ JICA 所長への表敬及び意見交換

別添 2「ジブチ出張の概要」

○ 所見

- ・ 派遣海賊対処行動航空隊は、約 1,000km の偵察警戒空・海域を、日夜たゆむことなく計画的に整齐と任務遂行に当たっている。海賊発生件数は減少しているものの、同隊は、各国軍隊による偵察回数の 7～8 割を担当、第 151 連合任務部隊司令部からの信頼度も高いことを確認した。
- ・ 派遣海賊対処支援隊は、世界で最も気温が高いとされるジブチにおいて、酷暑をものともせず、24 時間 365 日黙々とそれぞれの支援任務・役割を果たし、航空隊等の支援及びジブチ拠点の維持を図っていた。

さらに、歴代の司令以下が構築した関係機関との良好な関係を維持発展させていた。本当に頭の下がる思いで帰国した。

我が国の自衛隊による国際平和協力・貢献の高い評価というのは、我が国特有の制約の中にあっても、現地・現場にある隊員一人ひとりの創意工夫、及び汗と涙の結晶から成り立って

いることを再認識した。

- ・ 拠点の警備は厳正に行われていた。警備態勢そのものは、対保全上、警衛所内部等の研修はできなかったが、入退出における点検において確認できた。
- ・ 警備小隊長、前任、班長に聞き取りを行った。実施部隊が中央即応連隊ということで、南スーダン、ハイチでの警備経験者も多く参加しており、自信をもって勤務に臨んでいることを確認した。

特に最先任上級曹長の警備のポイントは「何も起こらないこと」。この言葉は強く印象に残った。攻撃を受けない抑止力を高めることが必要である。

この状態を維持することは一朝一夕ではできない。平素から警備隊員の一人ひとりが射撃練度の維持向上を図るとともに、上番に際しては重装備を保持しながら隙のない警備態勢作りに日夜努力していることに感銘を受けた。

- ・ 現地の部隊、隊員が言えない警備上の課題がある。

それは、警備を行う権限が「武器等防護のための武器使用」（自衛隊法第95条）だということである。これでは、自己の管理の下に入った人、例えば警衛所に所在する役務で勤務する現地雇用の人は防護できないのである。拠点に所在する航空機のみを守るだけなら、それも良いが、これは早急に改善しなければならない課題である。

この課題の根本的な解決には、自衛隊法第95条の3「自衛隊の施設の警護のための武器使用」の改正が必要である。同条の警護対象施設は「本邦内にある自衛隊の施設」が対象である。これを国外に所在する施設も対象とする必要がある。共同警備を行うに際しても、必要なことであり検討を促進すべきであると提言する。

- ・ 現地に所在する関係者（自衛隊員を除く）が異口同音に述べていたのが「ジブチ拠点」の意義である。彼らは、その必要性、重要性を肌で感じている。日本国内にいては分からない感触である。アフリカにおける中国進出に伴う脅威は、当地に所在する米、仏、伊を始め各国が感じていることである。

同拠点において在外邦人の輸送等の訓練も開始されたと説明を受けた。拠点の充実、拡充を一日も早く推進すべきである。

- ・ 本調査事業は外務省の補助金事業として行っている。支援隊の説明受け時、外務省からの現地調査の実績を確認したところ課長級以下とのことだった（なお、本訪問の後、佐藤外務副大臣がジブチ拠点を訪問（11月11日））。ジブチの拠点化、在外邦人輸送の本拠地、中国進出の状況確認等々、アフリカにおける活動の重要性が増す現状を踏まえ、外務省の高位高官を含め現地に赴き、現状を確認する頻度を高くすることを提言する。

- ・ ジブチ拠点の施設の維持補修については格段の配慮が必要である。塩害の強い地域であり、錆が目立った。また、エアコンなど空調機器の推進補給なども必要である。国家を代表して活動しているのであり、防衛省の経費だけではなく政府全体として対応して欲しいと感じた。

③ 陸上自衛隊国際活動教育隊

- 2018（平成 30）年 2 月 15 日（木）、陸上自衛隊駒門駐屯地に所在する国際活動教育隊を、研究員 4 名（佐藤<庫>、山本、西田、本多）が訪問した。

当初、国際活動教育隊長（前派遣海賊対処行動支援隊司令）からジブチ勤務における講話を受け、爾後、国際活動教育隊の概要について説明を受け、意見交換した。

○ 国際活動教育隊の概要

- ・ 国際活動教育隊は、陸上自衛隊で唯一、国際平和協力活動に係る基本教育及び練成訓練支援を任務としている。

編成は幹部 30 数名、陸曹 40 数名からなる。

- ・ 国際活動教育隊では、一般部隊には残らない教訓事項を収集して、派遣隊員に対する教育訓練を行っており、特技課程である「国際活動」を実施している。
- ・ また同時に、国際的な動向も見ていかなければならない。派遣していない国際平和協力業務、軍事監視要員や歩兵任務などについても、ノウハウはもっておかなければならない。しかし、編成上、手が回らず、研究員が個別にやっている研究に頼っているのが現状である。
- ・ 国際活動教育隊の活動内容は、基本教育、練成訓練支援、調査研究である。

別添 3、同隊のパンフレット

基本教育である「国際活動」は、4 週間の幹部特技課程（30～40 名、入校者が減少傾向にあり、1 年間で 30 数名）と 3 週間の上級陸曹特技課程（1 年間に 150 名程度、約 30 数名×4 回）で構成される。卒業者は、前者が累計 730 名、後者が累計 1,400 名ほど。約 8 割が自ら志望して入校している。練成訓練支援は各隊に出張して訓練支援を実施する。

- ・ 安保法制成立後は、これまでの教育メニューと新法制下でのギャップの埋め合わせを行っている。また、新たに在外邦人保護（RJNO）の発生を想定した訓練も実施している。
- ・ 幹部特技課程は、国際活動一般（運用、業務、法規）と幕僚活動実習（計画作成、幕僚活動）を座学で行い、最終的に指揮所演習（CPX）を行っている。上級陸曹特技課程は、最終的には総合実習（部隊警備行動の実習）を行っている。
- ・ PKO 事務局の研修支援も行っている。個人派遣要員研修の 2 週間の内、3 日間を担当してい

る。

- ・ 統合幕僚学校の国際平和協力センターとの相違は、同センターの対象が幹部に限定するとともに、他省庁や留学生も含めるのに対して、国際活動教育隊は陸上自衛官のみを対象としている。
- ・ 部外機関との協力連携も行っている。主なものは次の通り。
国際平和協力セミナー（IPCAS）における民軍連携、
HPC（広島平和構築人材育成センター）支援（自己防護、救急法、総合実習における教育支援）、及び高官対応（諸外国の PKO センター長との交流）
- ・ 国際活動教育隊からの派遣は、国外訓練・研修等への個人派遣を実施している。
- ・ 本年（2018 年）3 月の陸上総隊発足後も、国際活動教育隊の活動内容に変化はない。名称の変更もなく、活動は継続される。
- ・ 邦人保護の陸上輸送について、基本的な訓練は実施している。特に緊急時の在外邦人輸送については、陸・海・空の 3 自衛隊の調整が必要であり、迅速性と連携が求められる。法整備は完了したが、装備体系の整備は今後の課題と認識している。

○ 所見

- ・ 国際活動教育隊は、隊長以下約 80 名と小規模な組織であるが、国際平和協力活動の尖兵としての役割を果たしている。

派遣に備えての教育訓練が主で、多くの指導隊員の方々が交代で部隊指導に当たっている状況を確認できた。今後は、編成人員の増加と研究部門の更なる充実に努められることを期待している。

④ 陸上自衛隊第 9 師団司令部

- 2018（平成 30）年 3 月 8 日（木）から 9 日（金）までの間、青森市に所在する陸上自衛隊第 9 師団司令部を、研究員 3 人（高井、佐藤〈庫〉、本多）が訪問した。

8 日（木）は、南スーダン派遣施設隊の副隊長及び主要幕僚から派遣準備間の訓練の概要について説明を受け、その後意見交換した。

9 日（金）は、派遣警備隊の小隊長以下 12 名の隊員に聞き取り調査を行うとともに、主要装備品の説明を受けた。

○ 第 11 次南スーダン派遣施設隊の概要

- ・ 派遣部隊の編成人員は約 350 名（女性隊員 10 数名を含む）であり、その中に日本隊が独自で編成する警備小隊がある。他国軍隊で、独自に警備部隊・隊員を出している国はないとい

うことであった。

- ・ 部隊の基幹部隊は、第9師団隷下の第5普通科連隊であり、一部、東北方面総監直轄部隊等が参加している。

○ 派遣準備訓練及び関連する訓練の概要

- ・ 平成28年8月にUNMISS第11次隊派遣発表、同月24日に防衛省から新法対応訓練（駆け付け警護）開始が公表され、部隊としては8月25日から派遣準備訓練（新法制対応訓練を含む）を開始した。

- ・ 派遣準備訓練は関連する訓練を含め3段階に区分して実施した。

第1期（平成28年4月～6月）は、平素の訓練の枠組みの中で、基礎的な練度の向上を目的とした一般的な訓練を実施した。

第2期（同年7月～8月、派遣・交代準備通達発出まで）は、中央即応連隊、国際活動教育隊の支援を受けて、一般的な国際平和協力活動等に資する基礎的訓練を実施した。

第3期（同年8月以降）は、新法対応訓練を含んで南スーダンへの派遣を想定した準備訓練を中央即応集団等関係部隊の支援を受けて実施した。

○ 警備小隊の聞き取り調査

- ・ 警備小隊長、警備班長、小銃手及び機関銃手の12名から聞き取り調査を実施した。
- ・ 駆け付け警護に伴う武器使用に関しては、その目的、要件などについて教官から丁寧な説明を受け、訓練を通じて対応要領を修得したとのことだった。

当初戸惑いはあったが、要請があり移動する行為が付加されることだけであり、また移動間の警備は通常のことなので難しくはなかった。

- ・ 射撃練度を維持することについて全隊員が派遣準備、派遣間を通じて努力していたことを確認した。
- ・ 大半の隊員が熱望して参加しており、家族の了解はスムーズに取れたとのことだった。
- ・ 20～30代前半までの隊員に、再度国際平和協力活動への参加の打診があったら、参加するかと問うたところ、全員が参加するとの心強い回答を得た。

○ 所見

- ・ 第9師団長のご配慮により、予想した以上の第11次隊隊員の参加を得て貴重な研究資料を収集することができた。

また、同参加隊員以外にも、過去に国際貢献活動の経験がある部隊長と懇談の場を設けて頂くなど有意義な時間を持つことができた。心より感謝している。

- ・ 副隊長から副指揮官の心構えとして「隊長を孤独にさせない」ということを伺った。

隊長の決断プロセスを把握し、幕僚や小隊長らにかみ砕いて伝達することに留意したとのことだった。それは日本隊の編成の特異さによるものである。即ち、1佐を長に置くが、その直下に1尉のみならず2尉・3尉クラスまでぶら下がっている編成であり、1佐クラスの考えをそのまま飲み込める階級ではないため、通常より丁寧に隊長意図を浸透させる必要があった。

特異でもなく、あらゆる組織でも起こり得ることであり、副指揮官のありようを示唆しており、感銘を受けた。

- ・ 警備小隊長から緊張感を維持することに尽力したと伺った。派遣期間中、発砲音の減少など、目に見えて危険が減っていく中、気の緩みのチェック、慣れとストレスによる悪影響を懸念した。撤収発表の際には、隊員の間に若干の動揺があったように感じたであった。

青森に全員無事に帰すとの指揮官の強い思いを痛感した。

- ・ 警備隊員全員、自らの射撃練度に対する評価と自信をもっており、また、武器使用の要件の細部についても理解していた。

これでなければ、現状に即した判断、射撃の実施はできないと心強く思った。

- ・ 隊員の個人装備品を研修した。鉄帽、防弾チョッキ、防護マスク、銃剣、水筒、拳銃、小銃など、これだけの装備を付けて行動するには、装具と身体とが一体にならなければ動けないと認識した。

政治家、防衛省を含む関係省庁の職員、マスコミ関係者、評論家の方々はこのような実態を承知しておく必要がある。机上で空身で武器を使用している訳ではない。

装備について言えば、指揮通信の面で個人用携帯無線機（骨伝導タイプの無線機等、ハンズフリーで利用できるもの）が全隊員に充足できればより効率的な任務遂行が可能であると聞いている。この点早期に配備できるよう期待している。

(3) 海外機関の訪問

① 国際連合本部（米国ニューヨーク市）

○ 現地調査の概要

2017（平成 29）年 10 月 9 日（月）から 13 日（金）までの間、研究員 2 名（高井、佐藤〈裕〉）は、国連 PKO 局（DPKO）、フィールド支援局（DFS）、政治局（DPA）、国連事務局及び日本政府国連常駐代表部を訪問し、聞き取り調査・資料収集を行った。

本訪問は、平和安全法制に基づく日本の今後の活動の在り方を検討するため、各国・各組織の活動の実態調査を行うことを目的とし、国連 PKO 担当部局から日本への期待と今後の課題についての意見を聴取した。特に、現在国連で実施されている PKO をめぐる最新の動向を把握し、今後の政策提言に反映させるための情報を収集することができた。

○ 調査の概要

国連 PKO に対する貢献をめぐって、特に平和安全法制という性格から自衛隊の役割を主軸としながら、軍事と非軍事的な活動とのつながり、文民の役割も含めて総合的に実態を捉えることを試みた。

特に、HIPPO(High-level Independent Panel on Peace Operations)文書、PKO サミットを始め従来から検討されてきている訓練と能力構築支援、早期警戒と早期展開等の 이슈について、日本が協力している分野を中心に現状と実態を把握するとともに、国連が日本に期待する分野についての意見交換を行った。

○ 調査の方法及び質問事項

調査の方法は、国連職員及び関係専門家に対し直接面会して実情を聴取するとともに、意見交換を行った。面会に当たっては、各対象者へ本事業の概要を英文でまとめたものと質問を事前に電子メールで送付した。

各有識者に対する質問及び意見交換は多岐に亘ったが、次の 3 点については必ず質問した。

- ・ 国際社会が日本に期待することは何か。
- ・ 特に、2015 年に HIPPO 文書が承認されて以降、日本の貢献（例えば、部隊派遣国に対する能力構築支援）はどのように評価されているのか。
- ・ 文民保護活動にとって障壁となり得るものは何か。

（なお、個別質問に関しては添付資料参照のこと）

○ 成果の概要

今回の調査では、国連総会開催中の多忙な時期にもかかわらず合計 11 名の実務家・専門家へのインタビュー調査を行うことができた。さらに、事前に予定していなかった 3 名の実務家

- ・ 専門家と意見交換の機会を得た。

その概要は以下の通り。

(ア) 国連 PKO 局

- ・ 日本に対しては要員派遣を継続して欲しいという期待がある。
(所見) 一方で国連 PKO に対する先進国型の協力に高い評価と期待があることを感じた。
- ・ 具体的には、従来からケニアで行っている工兵部隊への重機操縦能力構築支援の継続や拡大、他分野での三角協力プログラム（アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト、ARDEC）の開設などである。日本の医療支援要員を小規模ユニットとして派遣することを進言する調査対象者もいた。

(イ) DFS

- ・ Integrated Training Service 課長の Pedersen 氏よりドイツと DPKO 間のやりとりを記録した文書の提供があった。
- ・ その文書は、ドイツが二国間の能力構築支援に高い関心を示し、マリ軍を対象にマリ国内で能力構築支援を実施する準備段階であることを裏付けるものであった。
- ・ 以上のことから、日本の能力構築支援（三角協力）への高い評価と期待、二国間支援などより柔軟なスキームでの協力を期待していることがわかった。

(ウ) 国連事務局

- ・ 日本の国連分担金は昨年まで世界第 3 位であったが、本年になってドイツに抜かれ 4 位となった。PKO 分担金についても中国が昨年 2 位になった。これまで日本は資金を出すポリシーがわからないとの評価があり、資金の面でも地位を下げている。
- ・ 日本が国連を通じて何を実現させようとしているのかということに対して加盟国が関心を持たなくなっている。韓国などポリシー面で存在感を示す国がある。分担金を下げるのであれば、日本の方針を明らかにすべきである。
- ・ 日本の PKO 参加について。現在 TCC（部隊派遣国）はほとんどが途上国である中で、南スーダンやハイチへの展開は先進国の要員派遣復帰を象徴する出来事だった。特に日本の施設部隊の活躍は評価が高い。装備や機材、技術によってギャップを埋めることが期待されている。
- ・ 多くの加盟国にとって日本は大国。難民を受け入れないのであれば、自分の国以外の国の安全に対する責任はお金以上のものが求められる。
- ・ 高位ポストの日本人職員の少なさ。特に女性候補者の少なさが目立つ。現事務総長は多様性のある国連を目指している。

- ・ 中国の存在感について。一昨年頃から PKO 予算において G77 とは異なる先進国の立場を取ってきた。中国は予算の増額を背景にポストに疑問を投げるが、国連本部の PKO 関連ポジションについてはそれほど存在感を増しているようには思われない。

(エ) 国連日本政府代表部

- ・ 日本に期待されていることは、装備（機材）の提供。
- ・ 各国は派遣キャビアート（条件）をなるべく付けないことは当然視しており（その意味では今回の安保法制はこのキャビアートを「通常並」に市ただけ）、日本の自衛隊が ROE や展開地域に制限があることを承知している。
- ・ 今後の日本の PKO への関わりについて。現在注力しているのは三角協力などの先進国型の PKO に対する関与である。
- ・ 日本の PKO 参加は成熟過程にあり、TCC（部隊派遣国）に対する教育（訓練）が一つの形としてある。
- ・ 日本の PKO 参加は「量よりも質」であり、今後は質の面でさらに貢献する機会が増えていく。

○ 今後の調査研究への課題

今回の調査の過程で複数のヒアリング対象者より、国連 PKO 局 Strategic Force Generations Cell の課長である Adam Smith 氏との面談を薦められ、電子メールでアポイントを取ろうと努力したが、Smith 氏からの回答を得ることは出来なかった。

また、前出の Integrated Training Service 課長の Pedersen 氏より提供のあった資料（*UN Facsimile from Federal Republic Germany to All Permanent Missions of TCC/PCCs contributing troops and police to MINUSMA, “Note Verbale from the Federal Republic of Germany offering to on Countering Improvised Explosive Devices,” 10 April 2017.*）より、ドイツが二国間の能力構築支援に高い関心を示していたことがわかった。日本が能力構築支援（三角協力）拡大を考慮する場合に備え、今後ドイツ等の先進国がどのような形で能力構築支援に携わるのか、把握する必要があるだろう。

別添 4 「ニューヨーク出張の概要」

② オランダ外務省・国防省、NATO 本部等

- 2018（平成 30）年 3 月 18 日（日）から 23 日（金）までの間、オランダ（ハーグ市）及びベルギー（ブリュッセル市）を研究員 2 名（西田、田中）が訪問した。19 日及び 20 日はハーグ市、21 日はブリュッセル市において次の機関等を訪問し、聞き取り調査及び意見交換を

実施した。

○ 訪問先

- ・ 政府機関：オランダ外務省、国防省、オランダ国防大学
- ・ 多国間機関：NATO CIMIC COE、NATO 事務総長官房次長
- ・ シンクタンク：ECDPM、Hague Centre for Strategic Studies
- ・ 研究者：ライデン大学、ユトレヒト大学

○ 主要調査事項

- ・ オランダの平和活動政策、実施体制と活動実態
- ・ NATO の安全保障戦略、民軍協力関係（CIMIC）の調査・訓練
- ・ EU の平和活動政策、実施体制と活動実態

○ 成果の概要

（ア）オランダの平和活動政策、実施体制と活動実態

- ・ オランダは、国連平和維持活動のほか、NATO 主体の多国籍軍、EU 主体の CSDP（Common Security and Defense Policy）ミッション、欧州安全保障機構（OSCE）によるミッションを派遣する国のひとつである。
- ・ 90 年代のスレブニツァ、2000 年代のアフガニスタンでの犠牲者が発生した経験を踏まえ、軍事ミッション派遣時には議会に対して政府による通告義務を課した憲法 100 条の制定や、防衛費の削減といった制約条件が課されてきたものの、多くのミッションに要員を派遣している。
- ・ 軍事ミッション・文民ミッションの派遣の推進が可能となった背景には、外交・安全保障（防衛）分野を網羅した戦略を採用し、関連省庁が連携する体制（いわゆる防衛・外交・開発の 3D 省庁の水平的連携）の整備（例：Stability Fund の設立）が挙げられる。
- ・ NATO の多国籍軍下でのミッション経験を積んできた中、2014 年の国連マリ多面的統合安定化ミッション（United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali : MINUSMA）への軍事ミッション参加は、国連平和維持活動への派遣としては、2000～2001 年の国連エチオピア・エリトリア・ミッション（UN Mission in Ethiopia and Eritrea: UNMEE）以来であった。
- ・ この派遣の中で、All Sources Information Fusion Unit（AFISU）の設立にノルウェー、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、スウェーデンと共に取り組んだ。
この設立は、HIPPO（High-level Independent Panel on Peace Operations）文書にも指摘されており、インテリジェンス強化に合致するものと思われる。

(イ) NATO の平和活動と日本

- ・ 北大西洋条約機構（NATO）では、この数年、テロや難民など中東アフリカ方面からの非伝統的脅威への対応に苦慮してきたが、ウクライナ危機とクリミアのロシア編入を契機として東部方面への備えを強化してきている。
- ・ 政策面においても、2016 年 7 月のワルシャワ首脳会合において伝統的な集団安全保障任務に回帰し、サイバーやインテリジェンスを含む防衛体制の整備とともに、EU との本格的な連携を通じて欧州の抑止・防衛体制の強化を図ろうとしている。

このコンテキストにおいて、日本とのパートナーシップ協力も次のステップに入ろうとしている。昨年 10 月のストルテンベルグ事務総長の来日においては、海洋安全保障協力の一環として英国に所在する NATO 海上司令部（MARCOM）への連絡調整要員の派遣が新たに合意された。

- ・ 今後は 2014 年の「日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）」の改定に向けて検討が行われることが見込まれる。
- ・ CIMIC-COE は、NATO の持つ 24 の中核的研究拠点のひとつであり、紛争などの作戦現場における民軍連携についての概念形成、教育訓練、教訓抽出等を行う機関である。
- ・ NATO 加盟 7 カ国からの財政支援を得て、比較的独立的な活動を展開している。最近では NATO だけでなく EU に対する民軍連携のシンクタンク機能も併せ持つようになってきている。

民軍連携の概念については、NATO だけでなく国連や EU、また米軍などが併存しており、COE においては可能な限り概念・ドクトリンの共有を図り、現場に過度な負担や混乱を生じさせないように心掛けていることが確認された。

- ・ 日本との関係においては、イラク以降の日本の国際平和協力や平和構築の経験に対する強い関心を有しているが、現時点においては防衛省・自衛隊との接点はない。

日本が希望すれば“contributing partner”として自衛官や文民要員の定期的な派遣も対応が可能とのことであった（情報へのアクセス権などは整理が必要との見方がある）。

(ウ) EU の平和活動政策、実施体制と活動実態

- ・ 2016 年の EU グローバル戦略は、ヨーロッパ域内外の危機に対し、EU 各組織と加盟国が統合アプローチを採用すること、危機管理の中でも、危機が拡大する以前の危機予防、安定化に注力することを要求している。
- ・ 特に EU 加盟国における移民問題が安全保障に大きな影響を及ぼしており、EU が危機管理

の対象とする地域は、地中海、中東、北アフリカ、サブ・サハラ・アフリカに及ぶ。特にアフリカへの関与は、CSDP ミッション（軍事・文民ミッション）の派遣、人道・復興・開発支援とともに、EU とアフリカ連合（African Union: AU）のパートナーシップ強化を重視している。

- ・ パートナーシップ強化とは、アフリカ連合がもつ APSA（Africa Peace and Security Architecture）、AGA（Africa Governance Architecture）に含まれる紛争予防、安定化、平和構築のための諸活動を支えることである。
- ・ その実施方策として、ドイツの二国間援助機関（GIZ）などは、EU 加盟国ほか非加盟国も財政貢献が可能な EU Trust Fund の管理機関として機能している。
- ・ GIZ は、アディスアベバ大学の研究所 IPSS（Institute for Peace and Security Studies）や EU 政策を専門とするシンクタンク ECDPM と連携して AU の APSA における能力強化に対する技術支援を行っている。

(4) 本事業を通して達成された研究基盤・体制の強化

【調査研究実施上の工夫等】

① PKO 関連の現地及び機関等におけるヒアリング

「平和安全法制」は極めて難解であると同時に現場感覚が求められる。現場における外国軍隊の存在と行動を熟知しなければ、調査研究は砂上の楼閣となる。従って、このような愚を回避するために、また困難なヒアリングを実施するために、通常では訪問できない PKO 関連の現地及び機関を訪問した。これにより、従来の机上研究にはない具体的な問題点が抽出できるよう検討した。

先ず国外における意見交換先として、国連本部事務局の国際平和協力活動担当者、及びジブチ、ケニア、オランダ、ドイツにおける PKO 及び平和協力活動に関連する施設で国連 PKO の実態及び日本の平和協力活動に対する期待と要望等について有識者との議論や意見交換を行うとともに、我が国における平和協力活動の背景及び法制度について説明した。

国内における意見交換及び自衛隊員に対するアンケートについては、南スーダン派遣部隊の「日報」事件が本研究スタート以降に発生したため、自衛隊員に対する直接のアンケート調査は実施できなかった。しかしながら 2 月に、陸上自衛隊駒門駐屯地にある国際活動協力隊において、派遣前に実施する訓練等の説明を受けるとともに、国際平和協力活動に従事した経験がある自衛隊員と意見交換を行うことができた。

また 3 月には、南スーダンへ隊員を派遣した陸上自衛隊第 9 師団司令部を訪問し、派遣隊員と現地における実情並びに貴重な経験及び武器使用の際の判断等についても意見交換することができた。

② 若手研究者の調査研究能力の養成

調査研究に当たっては、情報の洪水に溺れその時の雰囲気流されることなく、問題や課題を適切に理解、解釈し、的確な情報を収集し、分析、記述する能力を身に付けることが重要である。そのため、若手研究員には、調査研究の過程を通じて、外国における研究者との意見交換及び研究資料の収集の機会を多く与えることで、関連する多くの資料の読み込み及び多くのデータを収集することの重要性を教育できた。

先ず、国際平和協力活動に関わる有識者を招聘して行った研究会においては、講師に対する質疑応答時間を設けて、若手研究者がこれまで行った研究に基づいた質問及び確認事項等について優先的に質問できるよう配慮した。さらに、各有識者が行った講演内容を手短かにまとめるよう指示し、これをシニアの研究者が添削した。

次に、海外調査研究における意見交換に先立って、シニアの研究者が若手研究者達に対して日本語と英語によるクエスチョネアを作成するよう指示し、若手研究者は、これに応じて素晴らしいクエスチョネアを作成した。その後、シニアの研究者との調整を経て、最終的なクエスチョネアとした。また若手研究者は、海外における意見交換に先立って、訪問先との間で細やかな面会時間の調整を行うとともに、訪問先の有識者の略歴や論文等の情報を整理した。

海外調査研究の訪問先においては、まずシニアの研究者が若手研究者に対しインタビューの手本を示し、次いで、若手研究者にクエスチョネアに基づいて質問する機会を優先的に付与した。このような方法を採用することにより、若手研究者は、著名な相手にも臆することなく、意見交換をすることができた。

③ 過去の調査研究成果の発展的活用

本事業の調査担当者が、従来各自で行なった研究を総合的に活用すること。従来、本事業に関連する研究は、多くの場合公刊資料に基づく机上の研究であるが、このような研究方法とは異なり、現場で活動に従事する軍人や国際機関等の要員と意見交換することにより、本事業に関連する各研究担当者が行なう研究が総合的な調査研究へと飛躍的に発展拡充させることができた。

今年度実施した研究会では、民間の研究者との交流が薄い自衛官や自衛官 OB を有識者として招聘し、忌憚のない意見を拝聴する機会を得た。これまで国際平和活動の現場で指揮を執った自衛官 OB や、国際平和協力隊員の派遣に携わった自衛官 OB による経験談及びそれに続く質疑応答は、若手研究者にとって新鮮な体験であった。また、これまで文献資料に基づいて行ってきた各自の研究成果に基づいて行った意見交換は、高レベルであると同時に、今後の研究活動に資する絶好の機会となった。

とりわけ若手研究者は、国際 PKO の現場で指揮を執った指揮官について、文献資料では決して知り得なかった当時の胸中や苦悩にも思いを致すことができ、今後の研究に与える実際的な好影響として計り知れないものがあつた。また、普段は立ち入ることができない自衛隊駐屯地や師団司令部において、国連 PKO の現場に派遣された同世代の自衛官との意見交換は貴重な経験となり、これまでの研究に加えて今後の研究に大いに反映されると思われる。

④ 諸外国のシンクタンク・有識者等との協力連携体制の確立

JFSS では、諸外国のシンクタンク・有識者等との協力連携が行われてきたが、その多くは日米関係、安全保障問題、中国関係の問題に偏重してきた。しかし、本事業を行なうことにより、我が国の法制度、国際的な平和活動、外交・安全保障問題などについて、現地（国外）ヒアリング

調査等で多くのシンクタンク・有識者等と交流し、意見交換する貴重な機会を得ることになる。本事業を行なうことにより、JFSS の調査研究の活動範囲の拡大と質の向上を図るために、諸外国のシンクタンク・有識者等との協力連携体制を維持拡大し、研究所としての更なる活動の確立に最大限活用するものとする。

本事業の 2 年間の調査研究期間のうち、今年度はこれまで行った各自の研究成果をさらに充実させることを重点的課題とし、現場経験者に対する意見交換のための研究会に焦点を当てて調査研究を行ったため、諸外国のシンクタンクとの間における協力連携体制の構築は次年度に集中して行うことにした。しかしながら、国外における調査研究において、有識者や現場実務家との意見交換の場では、国際平和活動に対する我が国の立場や考え方を発信することができた。これら有識者との間での今後の研究における協力連携体制は確保されたと理解している。

【事業実施効果】

① 国際平和活動の現場における情報収集

本事業を実施する上で必要な国際平和活動の現場等における情報収集・分析を行なうことにより、JFSS の成果の発信・政策提言のレベルの向上が期待できた。また、補助金の交付により慢性的に不足がちな調査研究費の確保が容易となり、研究分野の広がりや研究内容の充実を図ることができたため、当研究所全体としての能力向上が期待できた。

② 諸外国のシンクタンク・有識者等との相互理解と連携関係の促進及び研究所の組織力の向上、本事業の推進に当たっては、調査研究対象国等の現地におけるヒアリング調査等が不可欠である。このため、調査研究の過程で、調査研究対象国の在日大使館、在関係国の日本大使館、国際平和活動の現場、外国軍関係機関などを訪問するとともに、外交・安全保障戦略に影響力のあるシンクタンク・有識者等に対してヒアリング調査を行い、そのことを通じて、諸外国のシンクタンク・有識者、軍関係者等との相互理解と連携関係が促進され、爾後、引き続いて関係を維持・発展させる絶好の機会を得る予定であった。

今年度は、ジブチ等における国際平和協力活動の現場及び国連本部事務局の DPKO、DFS 担当者等、並びに、オランダ外務省、オランダ国防省、NATO、ECDPM、Hague Centre for Strategic 等との間で相互理解や今後の連携協力関係を構築できた。

③ 若手研究者の育成及び外交・安全保障に関する知見の拡大・強化

本事業の実施に当たっては、これまで本調査研究と類似する研究に従事した経験を持つ若手研究

者を多く登用することとした。それによって、本事業に参加した若手研究者は、事業実施の期間に獲得した具体的かつ現実的な外交・安全保障に関する知見を活用して、研究論文や学術会議における研究発表の形で研究業績を公表することができた。とりわけ、国際平和協力活動の現場で活動した有識者との意見交換は、若手研究者の論文に新鮮な影響を与えることができた。

④ 若手研究者による研究成果の発信

本事業の研究に刺激を受けた若手研究者は、外交・安全保障に関する知識の吸収と研究成果の発表に意欲的となり、諸外国の研究者では当たり前の実際的な研究に従事することによって、国際的に活躍することができるようになった。加えて法制度の実施可能性という極めて困難な調査研究に従事した若手研究者を組織の一員とすることにより、当研究所の研究活動の対象範囲及び政策提言の拡大と深化をもたらすことになった。

⑤ 若手研究者の育成

本事業の成果としては、調査研究のほかに、調査研究の実施期間中を通して、経験の浅い若手研究者がヒアリングのために現地を訪問できること、及びシニアの研究者と意見交換できることである。若手研究者が、学術研究者が陥りがちな抽象的検討にとどまらず、本事業の具体的な研究に従事することは、多くの外交・安全保障の問題を実際的に理解するための極めて有益な場を提供することになる。また、我が国における外交・安全保障政策に関わる議論は、ともすれば観念論に終始しがちであるが、若い研究者に対するこのような場の提供は、外交・安全保障に関わる研究者や実務者の育成に大いに寄与するものであった。本年度における調査研究の評判を聞いた若手研究者から調査研究者の一員になりたい旨の希望があったように、本調査研究の斯界における評価が高まっていたことが窺い知れる。

5. 事業成果の公表

※今年度実施した事業の一環として行った対外発信(執筆論文／コラム／記事)の内容(案件毎に、以下の項目について要記載)。

(1) JFSS における対外発信

○研究プロジェクト実施報告 ○執筆者：佐藤(庫)、高井、その他研究者	
○概要： 毎回の研究会及び海外／国内調査活動の概要について掲載した。	
○発信手段： 【記事】JFSS の Web サイト： 調査研究ページ	配布／発信先： http://www.jfss.gr.jp/home/index/article/id/507
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明	
○その他特記事項 なし	

○研究プロジェクト概要の紹介 ○執筆者：佐藤(庫)、高井	
○概要： JFSS による研究プロジェクト内容の紹介	
○発信手段： 【記事】『日本戦略研究フォーラム季報』 (第 74 号、2017 年 10 月)	配布／発信先： 政・官・財・学界のオピニオンリーダー等 3000 部程度
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明	
○その他特記事項 なし	

○「国際平和協力活動」聞き取り調査の内容 ○執筆者：佐藤(庫)、その他研究者	
○概要： 当事業におけるヒアリング調査の内容	
○発信手段： 【調査内容】『JFSS レポート』(2018 年 3 月号、vol. 60)	配布／発信先： JFSS 会員・関係団体等向け 350 部程度
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明	
○その他特記事項： 4 月・5 月号にも掲載予定	

(2) 各研究者による対外発信

○テーマ：「国際平和活動の潮流と日本の国際平和協力法制—平和安全法制の整備に至る議論を踏まえて—」 ○執筆者：山本慎一

○概要：国際平和活動についての国際的な潮流を概観し、平和安全法制の整備に至る議論を整理した上で、日本の国際平和協力法制について分析・評価を行った。

○発信手段、配布／発信先：

【論文】防衛法学会『防衛法研究』第41号、2017年9月、21-44頁

配布／発信先：600部程度
学会員、防衛省（学校、司令部、研究機関等）、大学等

○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明

○その他特記事項 なし

○テーマ：「治安部門改革におけるハイブリッドな平和への課題—「ローカル」と外部アクターの役割—」 ○執筆者：田中有佳子

○概要：昨今平和構築の議論でいわれる、ローカルと外部アクターである国際社会との活動が接合して生まれる「ハイブリッドな平和」について概説し、日本が関与したアフガニスタンにおけるDDRと、東ティモールのコミュニティ警察の形成を事例に、変遷する外部アクターの役割を分析した。

○発信手段：

【論文】防衛法学会『防衛法研究』第41号、2017年9月、61-77頁。

配布／発信先：600部程度
学会員、防衛省（学校、司令部、研究機関等）、大学等

○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明

○その他特記事項 なし

○テーマ：「国際平和協力活動の振り返りと展望」 ○執筆者：本多倫彬

○概要：四半世紀に及ぶ日本の国際平和協力の実績を概観し、平和安全法制を「国際平和協力」の通史的意義から検討した上で、国際平和協力政策の現在と今後について分析・評価を行った。

○発信手段： 【学会報告】「国際平和協力の変容と展望」日本防衛学会 平成 29 年度秋季研究大会、神奈川、2017 年 11 月 25 日	配布／発信先： 学会員参加者、防衛省（学校、司令部、研究機関等）
【学会報告】「国際平和協力とエンジニアリング・ピース：制服を着た技術者のつくる PKO 活動」日本防衛施設学会年次フォーラム 2018、東京、2018 年 2 月 7 日	学会員参加者、防衛省（学校、司令部、研究機関等）
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明 ○その他特記事項 なし	

6. 事業総括者による評価

(1) 全般

2017（平成 29）年 4 月、外交・安全保障調査研究事業の補助金事業としての指定決定を受け、5 月に研究者の初会合を開き年間の調査方針、実施要領等を定め、6 月から聞き取り調査を開始した。爾後、9 回の研究会、8 件の聞き取り調査、4 件の自衛隊の部隊等の訪問調査等、2 件の海外の機関等への訪問調査を行った。

事業計画書に予定した計画を概ね実施できたと評価している。また、補助金経費も予算の範囲内で適正に執行できたと認識している。

平成 29 年度は、主として国際連合平和維持活動に係る調査研究を行ってきた。この狙いは、平和安全法制の制定によって自衛隊に駆け付け警護の新たな任務、共同警備の権限が付与されたが、これらの規定が整備されなかったが故に過去の活動において自衛隊の現場における活動に支障をきたしたことを調査し、新たな規定の下においても今なお不備な事項を明らかにすることにある。

このため、このような事象が生じ得る可能性が高かった国際平和協力活動の実動組織である陸上自衛隊の部隊の元指揮官、同部隊を監督した元陸上幕僚長、及び駆け付け警護任務を付与されて活動した南スーダンの第 11 次隊の警備部隊の要員に聞き取り調査を行った。

この聞き取り調査により、本研究の主要な実態調査の成果を得ることができた。また、国際連合 PKO 局・フィールド支援局、・政治局、国連日本国政府代表部、オランダ外務省・国防省、オランダ国防大学、NATO 等の海外の機関を訪問して、国際社会における国際平和活動の現状と課題、今後の方向性について調査してきた。

特に国連関係者からは、日本の過去 25 年間に亘る我が国の貢献に対する高い評価を確認することができた。

今回研究員として参加している若手研究員 5 名は、それぞれの専門分野以外にも積極的に調査研究の幅を広げて活動している。特に国際平和協力活動の実動組織である陸上自衛隊の元指揮官との意見交換、部隊訪問を通じて机上では不可能な、実相・実態を知ることができた。今後の具体的な研究調査活動の基盤ができたものと思う。

調査活動の公表・広報については、現時点では JFSS の『季報』やホームページ、及び「JFSS リポート」等で行っている。これは、それぞれ単体の調査活動は進んでいるが、収集資料の総合的な検討分析が進んでいないことによるものである。従って、平成 30 年度は今年度の分析結果がまとまり次第、発信していき、広く意見を聴取して提言内容の充実を図っていくこととする。

(2) 調査の成果

① 聞き取り調査

聞き取り対象者は本研究の対象となる事象の焦点に立って対処してきた方々であり、先ずは人選が適切であったと評価している。同対象者が共通して述べていたのは平和安全法制を一步前進したものと評価していた点であるが、自衛隊が行動するに際しては未だ任務権限上不備があるということであった。

また、我が国の国際平和協力の大綱・方針を早期に定めること、先進国部隊としての能力を発揮すること、能力構築支援を推進すること、長期的には「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会報告書」（平成 26 年 5 月）の具現化を目指すことなどを求められた。

各人の発表内容は、いずれも示唆に富むものであり、最終報告書の提言事項に盛り込むべき多くの教訓を得た。

② 自衛隊の部隊等の訪問

昨年の日報問題の余波もあると思うが、自衛隊が部隊として説明、または紹介するに際しての保全意識の高さ、強さには敬服した。誠実に対応はしてくれているが、必要最小限のことに止めているのがよく認識できた。

しかし、この状態が果たして良いのだろうかとの疑問をもった。列国の軍人のように「私的意見ではあるが」と前置きして意見を述べることを容認する国家になるようにしなくてはならない。そうしないと、現場の正確な状況はわからないし、現実在即した法改正にも繋がらないであらう。

さらには、軍事用語アレルギーを払拭する施策も講じる必要がある。救われたのは、警備要員の任務達成への責任感、法令の理解力、自分の射撃能力に裏打ちされた自信に満ちあふれた態度である。駆け付け警護も当初戸惑いはあったが、説明を受けて理解すると、平素の訓練と何も変わらないと言い切った。この言葉を聞いたことは実に得るところ大であり、自衛隊の組織力を裏付ける力強い信頼となった。

③ 国際機関等の訪問

今年度、国連 PKO 局・フィールド局・政治局、国連日本政府代表部、オランダ外務省・国防省、NATO 等を訪問し、関係各機関の国際平和活動への現状、課題及び今後の取り組み並びに日本への期待を聴取することができた。この訪問を機会に今後の交流のパイプが構築できた。

内容的には、オランダ、NATO、EU の取り組みは、我が国の国際連携平和安全活動、国際平和

共同対処事態の検討に資する多くの事柄を得ることができた。

現在、帰国後の報告、検討の機会を設けることができない状況にあるが、次年度早急に実施して、提言事項に反映できる事項を整理することとする。

(3) 若手研究者の育成

若手研究者は、年間を通じて真摯に調査研究に取り組んだと評価している。聞き取り調査及び各機関訪問に際しての質問事項の準備、ヒアリング内容の記録・整理、評価・分析等積極的に行った。特に海外の国際機関等への出張は、若手研究者を主体として派遣し、諸外国の研究者との対応能力が（語学能力も含めて）向上したと認識している。次年度における更なる向上を期待したい。

(4) 今後の研究実施方針

次年度は、事業計画書の第4項事業内容で記載した調査研究を着実に実施しなければならない。この研究は一般的な調査研究ではない。3つの国際平和協力業務に係る実態調査である。今年度は国際平和協力法に係る調査であり、我が国が過去に実施した活動を調査分析し、法制の改正を経てみても今なお存在する課題を洗い出すことにあった。

次年度の主研究対象は、新たな法制の下に加わった国際連携平和安全活動と国際平和共同対処事態の活動であり、今まで我が国が実施したことのない活動である。従って、外国で行われた類似の活動を求めて調査し、今後の我が国の活動に活かすことが狙いである。このため、今年度までに培った交流の輪を拡大するとともに、海外出張の目的を事業内容に即したものに限定し、効率的に実施していく必要がある。

なお、研究員が一同に会して議論を深める機会をもてるよう、今後は合宿方式で集中して実施することも含めて、研究会実施要領を見直していく必要がある。